

南会津町国土強靱化地域計画

令和3年3月

南会津町

【 目 次 】

第1章 はじめに

- 1 計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 2 計画の位置付け・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 3 地域防災計画と国土強靱化地域計画・・・・・・・・・・ 2
- 4 計画期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

第2章 基本的な考え方

- 1 基本目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 2 事前に備えるべき目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 3 強靱化を推進する上での基本的な方針・・・・・・・・・・ 4

第3章 地域特性

- 1 本町の地域特性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 2 町の主な自然災害リスク・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

第4章 脆弱性評価と強靱化の推進方針

- 1 脆弱性評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- 2 強靱化施策の推進方針の策定・・・・・・・・・・・・ 13
- 3 脆弱性評価と推進方針の具体的内容・・・・・・・・・・ 13

第5章 計画の推進

- 1 推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9 2
- 2 進捗管理及び見直し・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9 2

第1章 はじめに

1 計画策定の趣旨

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、本町においては幸いにして大きな被害は発生しなかったものの、県内や東北地方で多くの人的被害及び建物被害、道路などの基幹的な交通基盤の分断、上下水道施設の壊滅的被害など、産業・交通・生活基盤において、甚大な被害をもたらしました。

本町においては、平成23年7月の新潟・福島豪雨災害や平成27年9月の関東・東北豪雨災害、令和元年10月の令和元年東日本台風などにより、人的被害はなかったものの住家や農地、道路などに甚大な被害を受けました。

こうした中、事前防災・減災と迅速な復旧・復興に資する施策の総合的、計画的な実施によって大規模自然災害等に備えることを目的として、平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下「基本法」という。）が制定され、国は、平成26年6月に基本法第10条の規定に基づく国土強靱化基本計画（以下「基本計画」という。）を策定し、国土の全域にわたる強靱な国づくりを推進するための枠組みが整備されました。これを受け福島県では、平成30年1月に「福島県国土強靱化地域計画」を策定しました。

本町においても、東日本大震災や過去の災害から得た教訓を踏まえ、いかなる大規模自然災害等が発生しようとも、「致命的な被害を負わない強さ」と「速やかに復旧・復興できるしなやかさ」を備えた強靱な地域社会を構築し、安全で安心なまちづくりを推進するための指針として、「南会津町国土強靱化地域計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

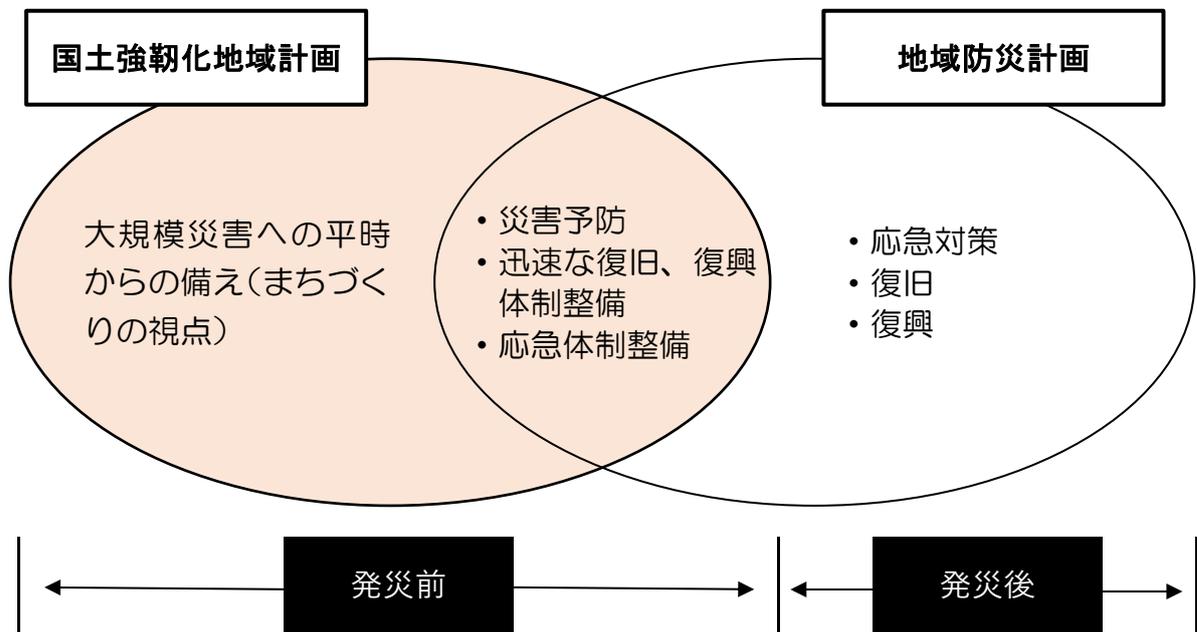
2 計画の位置付け

本計画は、基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画として、国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に進めるための指針として策定するものであり、国の基本計画、県の「福島県国土強靱化地域計画」と調和のとれた計画とすると同時に、「南会津町第2次総合振興計画」、「第2期南会津町まち・ひと・しごと創生総合戦略」、「南会津町地域防災計画（以下、「町地域防災計画」という。）」をはじめとする様々な分野の町計画等との整合を図りながら、「強くしなやかなまちづくり」という観点において各種計画等の指針となるものです。

3 地域防災計画と国土強靱化地域計画

地域防災計画は、地震や洪水など災害の種類ごとに防災に関する業務等を定めたもので、災害対策を実施するうえでの予防や発災後の応急対策、復旧等に視点を置いた計画である。一方、国土強靱化地域計画は、平時の備えを中心に、まちづくりの視点も合わせたハード・ソフト両面での包括的な計画です。

両者は相互に連携しながら、それぞれが自然災害の発生前後において必要とされる対応について定めています。



4 計画期間

本計画が対象とする期間は、「南会津町第2次総合振興計画」との調和を図るため、振興計画の目標年度に合わせ、令和3（2021）年度から令和4（2022）年度の2年間とします。

なお、計画期間中においても、施策の進捗状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて柔軟に見直しを行うものとします。

第2章 基本的な考え方

1 基本目標

国・県の基本目標を踏まえ、本町における強靱化を推進する上での基本目標として、次の4項目を設定します。

いかなる大規模自然災害等が発生しようとも

- I 人命の保護が最大限図られること
- II 町及び地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- III 町民の財産及び公共施設に係る被害の最小化が図られること
- IV 本町の迅速な復旧復興が図られること

2 事前に備えるべき目標

本計画の基本目標を達成するため、事前に備えるべき目標として、次の8項目を設定します。

- ①直接死を最大限防ぐ
- ②救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する
- ③必要不可欠な行政機能は確保する
- ④必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する
- ⑤経済活動を機能不全に陥らせない
- ⑥ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる
- ⑦制御不能な複合災害・二次災害を発生させない
- ⑧地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

3 強靱化を推進する上での基本的な方針

国の国土強靱化の理念及び基本計画並びに福島県国土強靱化地域計画を踏まえ、次の基本的な方針に基づき、本町における強靱化を推進します。

(1) 強靱化の取組姿勢

- 本町の強靱化を損なう本質的原因について、あらゆる側面から検討します。
- 短期的な視点によらず、長期的な視野を持って計画的に取り組めます。

- 地域の特性を踏まえて地域間が相互に連携・補完し合うことにより、各地域の活力を高めつつ、本町全体の災害等に対する抵抗力、回復力、適応力を強化します。

(2) 適切な施策の組み合わせ

- ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせ、効果的に施策を推進します。
- 国、福島県、南会津町、町民及び民間事業者等が適切な相互連携と役割分担の下、「自助」・「共助」・「公助」の取組を推進し、地域防災力の向上に取り組めます。
- 非常時に防災・減災等の効果を発揮するのみならず、平時にも有効に活用される対策となるよう工夫します。

(3) 効率的な施策の推進

- 既存の社会資本の有効活用、施設等の適切な維持管理、国の施策及び民間資本の活用等により、限られた財源において効率的に施策を推進します。

(4) 地域の特性に応じた施策の推進

- 人口減少や少子高齢化、産業・交通事情等、地域の特性や課題に応じ、高齢者、乳幼児、妊産婦、傷病者、障がい者及び外国人等に配慮した施策を講じます。
- 人のつながりやコミュニティ機能を向上するとともに、地域において強靱化を推進する担い手が適切に活動できる環境整備に努めます。
- 自然との共生、環境との調和及び景観の維持に配慮します。

第3章 地域特性

1 本町の地域特性

(1) 位置・地勢・気候

本町は、福島県の南西部に位置し、南会津郡の下郷町・只見町・檜枝岐村、大沼郡の昭和村に隣接し、南は栃木県那須塩原市・日光市に接しています。東西 43 k m、南北 38 k m、総面積 886. 47 k m²で、その 91%が森林で占められています。

地形は、越後山系から連なる帝釈山（標高 2, 059. 6m）を最高峰に、四方を急峻な山に囲まれた山岳地帯で、本庁舎の標高も 550mとなっています。

河川は、荒海山を源とする阿賀野川水系と尾瀬を源とする伊南川水系の 2つを有し、水系とその支流沿いに国道が 5 本走り、その沿線には集落が散在しています。

気候は、夏は朝夕しのぎやすい大陸型、冬は厳しい日本海型に属し、館岩・伊南・南郷地域は特別豪雪地帯に指定されています。

(2) 人口

本町の人口は、昭和 30(1955)年の約 34, 700 人をピークに年々減少し、昭和 35(1960)年に約 34, 100 人あった人口は、平成 27(2015)年には約 16, 200 人まで減少しました。（△53%）

さらに、現状の人口動態が今後も続いた場合、国勢調査及び国立社会保障・人口問題研究所の推計方法を基に推計すると、令和 22(2040)年には、人口が 11, 000 人を切り、令和 42(2060)年には 6, 600 人程度まで減少すると予想されます。

(3) 社会基盤

本町の道路体系は、国道 121 号を中心に 5 本の国道が町内をドーナツ状に結び、さらに周辺町村へ伸びています。また、昭和 61 年に父祖三代の悲願であった野岩鉄道会津鬼怒川線が開通し、さらには昭和 63 年の国道 400 号尾頭トンネルの開通等により、首都圏との直結が実現し交通の利便性が一段と向上しました。

旧町村単位での地域別の特色、方向性は、田島地域は町の中心地域として商工業、医療・福祉の集積が図られており、館岩地域では、たかつえスキー場を核としたリゾート開発による観光産業を中心とした地域振興を目指しています。また、伊南地域はスキー場や温泉などの自然資源を活用した地域振興策を目指し、南郷地域では、南郷トマトを中心とする農業の振興を図った観光と農業の複合連携による産業社会を目指しています。

2 町の主な自然災害リスク

(1) 地震災害

本町における地震は、昭和 18 年 8 月 12 日に発生した田島地震 (M6. 2) があり、旧田島町付近において崖崩れや家屋の壁などの小被害がありました。

平成 16 年 10 月 23 日午後 5 時 56 分頃、新潟県中越地方を震源とした新潟中越地震 (M6. 8) が起こり、本町では震度 4 の揺れを観測しましたが、幸いにも人的・物的な被害はありませんでした。

平成 23 年 3 月 11 日午後 2 時 46 分に発生した東北地方太平洋沖地震は、三陸沖を震源としたマグニチュード 9. 0 という国内観測史上最大の地震であり、中通り及び浜通りを中心に県内 11 市町村で震度 6 強が観測されました。相馬港では 9. 3 m 以上の大津波が観測されるなど、浜通り沿岸全域が津波の被害に襲われ、死者・行方不明者合わせて 3, 900 名以上、家族や産業・交通・生活基盤の壊滅的被害など、甚大な被害が発生し、本県の歴史上類を見ない大災害となりました。本町においても、田島地域で震度 5 弱を観測しましたが、幸いにも人的・物的被害はほとんどありませんでした。

福島県による地震・津波被害想定調査 (平成 7～9 年度) の結果、「会津盆地西縁断層帯地震」では、本町において部分的な区域ではあるが震度 5 強の強い揺れの発生が予想されており、会津盆地周辺の山地では、数多くの斜面崩壊の発生が予想されるため、交通手段の確保が困難となり、周辺地域からの広域的な傷病者等の搬送活動に支障をきたすおそれがあります。

さらに、冬期間においては豪雪等の影響により、交通などの機能や住民生活が阻害されるなど、雪に対して脆弱な環境下に置かれていることから、冬に地震が発生した場合には、救助・救急、消火など様々な災害対策活動に甚大な影響を及ぼすことが予想されます。また、会津盆地と周辺地域を結ぶ幹線道路が、豪雪等の影響により通行支障に陥った場合には、周辺地域との連携が困難になり、陸の孤島化するおそれもあります。

(2) 風水害・土砂災害

本町を流れる河川は、阿賀野川水系と伊南川水系があり、大雨により両水系の河川の水位が上昇すると、浸水被害の増大につながる危険があります。

また、本町は、面積の 91% が森林で占められ、土砂災害危険個所に指定されている区域も多数存在しており、豪雨による土砂災害により、生命や財産に壊滅的な被害を与えるおそれもあります。

これまでも、台風や豪雨の影響による風水害・土砂災害が発生しています。

◆過去に発生した主な風水害・土砂災害

発生年月	被害内容
平成 23 年 7 月 (新潟・福島豪雨)	[住家被害] 27 棟 全壊 3 棟、半壊 3 棟、一部損壊 1 棟、床上浸水 10 棟、

	床下浸水 10 棟
平成 27 年 9 月 (関東・東北豪雨)	[住家被害] 67 棟 一部損壊 1 棟、床上浸水 10 棟、床下浸水 56 棟
令和元年 10 月 (令和元年東日本台風)	[住家被害] 4 棟 半壊 1 棟、床上浸水 1 棟、床下浸水 2 棟

(3) 雪害

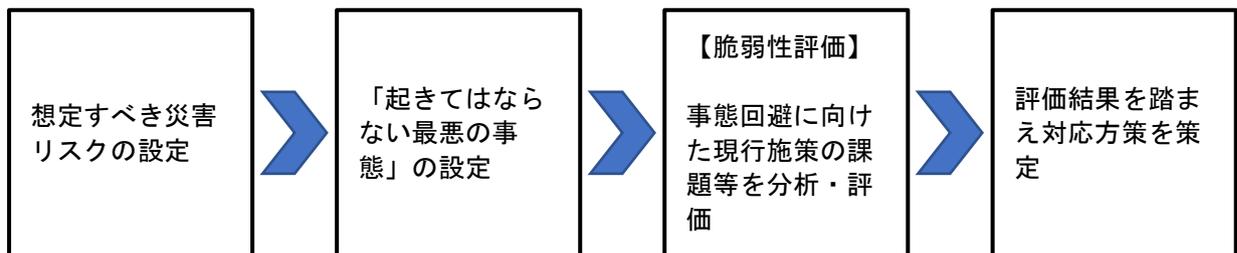
本町は、館岩・伊南・南郷地域が特別豪雪地帯、田島地域が豪雪地帯に指定されており、積雪や雪崩等による被害のリスクを抱えています。

第4章 脆弱性評価と強靱化の推進方針

1 脆弱性評価

(1) 評価の枠組み及び手順

脆弱性の評価は、本町を大規模自然災害等に対し、強くしなやかな地域にするため、本町が抱える課題・弱点（脆弱性）を洗い出し、現行施策について分析・評価するものであり、本町の強靱化に必要な施策の推進方針を策定するために必要不可欠なプロセスとして、次の枠組みにより実施しました。



①本計画の対象とする災害リスク

過去に町内で発生した自然災害による被害状況を鑑み、各種災害に関する発生確率や被害想定を踏まえ、今後、本町に甚大な被害をもたらす可能性がある大規模自然災害全般について、本計画において想定すべき災害リスクの対象とします。

②「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」の設定

第2章で設定した「事前に備えるべき目標」を妨げる事態として、国の基本計画及び県国土強靱化地域計画を踏まえ、本町の地域の特性や施策の重複などを勘案し、仮に起きたとすれば致命的な影響が生じるものと想定される27の「起きてはならない最悪の事態」を設定しました。

「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
1	直接死を最大限防ぐ	1-1	地震等による建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や火災による死傷者の発生
		1-2	異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水
		1-3	大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生
		1-4	暴風雪及び豪雪による重大事故や交通途絶等に伴う死傷者の発生
2	救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
		2-2	多数かつ長期にわたる孤立集落等の発生
		2-3	消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-4	医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルート途絶、エネルギー供給の途絶による救助・救急活動及び医療・福祉機能の麻痺
		2-5	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
		2-6	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
3	必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	町の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止
		4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
		4-3	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
5	経済活動を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下、経済活動の停滞
		5-2	食料等の安定供給の停滞
		5-3	異常渇水等による用水の供給途絶

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
6	ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6-1	電気・石油・ガス等のエネルギー供給機能の停止
		6-2	上下水道等の長時間にわたる機能停止
		6-3	地域交通ネットワークが分断する事態
7	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1	ため池、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生
		7-2	有害物質の大規模流出・拡散
		7-3	農地・森林等の荒廃による被害の拡大
8	地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-2	復旧・復興を担う人材の不足等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-3	貴重な文化財や環境資源の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失
		8-4	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

③強靱化施策分野の設定

「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を回避するための強靱化施策分野として、次のとおり町第2次総合振興計画の施策分野と同様の5つの強靱化施策分野を設定しました。

<強靱化施策分野>

施策分野		関連する総合振興計画の基本計画
1	都市基盤・環境分野	1 恵まれた自然環境と調和した生活空間の創造 1-1-1 自然環境の保全と自然資源の高度利用 1-1-2 環境衛生対策の充実 1-1-3 生活排水対策の充実 1-2-1 安全で安心な道路の整備促進 1-2-2 町民と行政の協働による都市環境づくり 1-2-3 水道施設の計画的な整備と安全安心な水資源の確保 1-2-4 高度情報化社会への対応 1-2-5 町民との協働による景観づくりの推進

		<p>1-2-6 多様なニーズに対応した住宅政策の展開</p> <p>1-2-7 克雪・利雪・親雪の推進と充実</p>
2	産業振興分野	<p>2 就労対策・企業支援と戦略的な取り組みによる町民所得の向上</p> <p>2-1-1 挑戦を応援する環境づくり</p> <p>2-1-2 地域の特性を活かした産業の育成</p> <p>2-2-1 安心して働ける環境づくり</p> <p>2-3-1 農業分野での挑戦</p> <p>2-3-2 林業分野での挑戦</p> <p>2-3-3 商工業分野での挑戦</p> <p>2-3-4 観光業分野での挑戦</p> <p>2-3-5 各種産業間の連携による6次産業の確立</p> <p>2-3-6 地域間交流と定住者支援の推進</p>
3	福祉・安心安全分野	<p>3 誰もが健やかで安心して生活できる環境づくり</p> <p>3-1-1 安心できる地域医療の充実</p> <p>3-1-2 病気の重症化予防と医療費等の削減</p> <p>3-2-1 健康づくりに役立つ運動と食生活の推進</p> <p>3-2-2 自主的な健康づくりの推進</p> <p>3-3-1 みんなで支えあう子育て環境づくり</p> <p>3-3-2 高齢者社会への対応</p> <p>3-3-3 障がい者福祉の充実</p> <p>3-3-4 みんなで支えあう地域福祉の充実</p> <p>3-3-5 出会いの機会の充実</p> <p>3-4-1 利便性の高い公共交通の確立</p> <p>3-4-2 犯罪や災害から地域を守る体制づくりと消費者の安全確保</p> <p>3-4-3 東日本大震災からの復興と安全・安心のまちづくり</p>
4	教育・生涯学習分野	<p>4 次世代の地域を担う人材の育成</p> <p>4-1-1 教育環境の整備充実</p> <p>4-1-2 充実した生涯学習社会の確立</p> <p>4-1-3 芸術文化の振興</p> <p>4-1-4 健全な子供を育てる家庭教育の充実</p> <p>4-1-5 生涯スポーツライフの確立</p> <p>4-1-6 国際交流の推進</p> <p>4-2-1 貴重な自然遺産と文化の保存・伝承</p>
5	コミュニティ・行財政分野	<p>5 町民と行政との協働によるまちづくりと未来を拓く行政経営</p> <p>5-1-1 地域コミュニティ活動の推進</p>

		5-1-2 男女共同参画社会の形成 5-1-3 協働によるまちづくり 5-1-4 集落支援の充実 5-1-5 移住定住の促進と定住者支援の充実 5-2-1 効率的・効果的な行財政運営 5-2-2 行政評価による進行管理 5-2-3 行政情報の共有による透明性の確保 5-2-4 質の高い行政サービスの確保
--	--	---

④評価の実施手順

「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」ごとに関連する現行施策の取組状況や課題等を各課等において分析するとともに、「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を回避するための各課横断的な施策群を整理し、脆弱性の総合的な分析・評価を実施しました。

2 強靱化施策の推進方針の策定

脆弱性評価の結果を踏まえ、「起きてはならない最悪の事態」を回避するために取り組むべき強靱化施策の推進方針について、「起きてはならない最悪の事態」のプログラム単位ごとに策定しました。

なお、本計画で策定した27の「起きてはならない最悪の事態」は、どの事態が発生した場合であっても、本町に致命的なダメージを与えるものであることから、プログラム単位での重点化や優先順位付けは行わず、全ての強靱化施策について推進を図るものとしします。

3 脆弱性評価と推進方針の具体的内容

本町の強靱化施策の推進方針として策定した具体的な内容は、次のとおりです。

1 直接死を最大限防ぐ

1-1 地震等による建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や火災による死傷者の発生

脆弱性評価

1 住宅・建築物の耐震化等

本町の住宅の耐震化率は約71%、特定用途で一定規模の建築物は約92%となっており、「南会津町耐震改修促進計画」においてそれぞれ耐震化率95%を目標に定め、耐震化を推進しています。また、地震等による被害防止のため、倒壊のおそれのあるブロック塀の撤去等を進める必要があります。

2 町有施設（役場庁舎等）の耐震化等【3-1】

大規模災害発生時においても、必要な行政機能を維持し、迅速かつ的確な災害対応を行うため、災害対策本部が設置される本庁舎や災害対策現地本部が設置される各総合支所、避難所となっている町有施設について、耐震性の確保や災害対応のための設備を充実する必要があります。

公共施設の耐震改修の状況は、耐震不要な施設を合わせて耐震診断実施済み施設は約79%で、耐震改修実施済み施設は約75%であり、公共施設の約2割が耐震診断及び改修が未実施です。

3 教育施設（学校等）の適正な改修及び維持保全等

学校等の教育施設は、地震等の災害発生時に児童・生徒の安全を確保するとともに、災害時の避難場所等となることから、町立学校施設等の耐震化や電気・給排水衛生設備等の適切な改修・維持管理を行ってきました。今後も引き続き、学校再編等に伴う施設整備、老朽化した施設の改修等を計画的に推進していく必要があります。

4 社会福祉施設の耐震化等【2-4】

社会福祉施設等は、災害時に自力での避難が困難な高齢者や障がい者等が多く利用していることや、二次的福祉避難所としての役割もあることから、利用者や避難者の安全・安心のため、建物の耐震性の確保や老朽化対策等が必要です。

推進方針

1 住宅・建築物の耐震化等（建設課）

住宅については、耐震化率の目標達成に向け、耐震診断の実施、耐震改修費用の一部助成を行い、旧耐震基準の木造住宅の耐震化を促進します。特定用途で一定規模の建築物については、建物の役割等を検証しながら耐震化を促進します。

また、倒壊するおそれのあるブロック塀についても、費用の一部助成を行い、撤去等を進めます。

2 町有施設（庁舎等）の耐震化等【3-1】（総務課）

災害時の拠点施設としての機能を確保するため、「南会津町公共施設等総合管理計画」及び「同計画個別施設計画」に基づき、老朽化対策や改修を計画的に進めます。

3 教育施設（学校等）の適正な改修及び維持保全等（学校教育課）

学校等の教育施設は、地震等の災害発生時に児童・生徒の安全を確保するとともに、災害時の避難場所等となることから、「学校施設長寿命化計画」を策定し、教育施設の再編等に伴う施設整備、老朽化した施設の改修等を計画的に進めます。

4 社会福祉施設の耐震化等【2-4】（健康福祉課）

社会福祉施設等は、災害時に自力での避難が困難な高齢者や障がい者等が多く利用しており、利用者や避難者の安全・安心を確保するとともに、災害時にあっても継続的に福祉・介護サービスを提供できるよう、建物の耐震性の確保や老朽化対策等及び非常用自家発電設備の設置等を実施する事業者に対しての支援に取り組んでいきます。

1-1 地震等による建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や火災による死傷者の発生

脆弱性評価

5 町営住宅の老朽化対策等

老朽化の進む町営住宅は、災害発生時において倒壊や落下物の発生、それに伴う避難経路の遮断などの危険性があります。その反面、町営住宅は、災害により被災した町民等が安全に安心して暮らせる住宅ストックとしての役割も担わなければならないことから、躯体や設備等の施設管理を適切に行っていく必要があります。

6 橋梁施設の長寿命化【5-1、6-3】

高度経済成長期以降に集中的に整備されて老朽化した橋梁について、予防保全を取り入れた長寿命化対策に取り組んでいます。今後も引き続き、橋梁補修等、長期的な維持管理費用の縮減と安全性の確保に向けた橋梁の長寿命化対策を進めていく必要があります。

7 空き家対策の推進

本町の空き家率は17.3%（平成30年度住宅・土地統計調査）となっており、そのうちの一部が管理不全の空き家として点在し、地震による倒壊での負傷、避難路の遮断、火災発生等の危険性があります。また、管理者が不明で除却が進まないなど、復旧・復興の妨げとなるおそれがあります。このため、「南会津町空家等対策計画（平成29年10月策定）」に基づき、管理不全空き家の発生を予防するための対策を行う必要があります。

8 消防広域応援体制の強化【2-3】

大規模災害時には消防力が不足することが想定されることから、他市町村との相互応援協定により、段階的に広域的な応援を要請できる体制を整えています。広域的な応援が迅速に行われるため、各種防災訓練への参加を通じて、連携体制の強化を図っています。

9 消防団の充実・強化【2-3】

地域住民の高齢化や集落の過疎化などにより、消防団員の担い手が不足しており、地域の消防力・防災力の低下が懸念されています。消防団員OBを機能別団員として再入団の取組を行っていますが、人口減少や高齢化により、消防団員数は年々減少しています。

今後は、若者や女性の消防団加入について取組を推進するとともに、消防団の活動に対する地域や団員を雇用する事業所等の理解・協力が得られる環境を整備していく必要があります。

推進方針

5 町営住宅の老朽化対策等（建設課）

町営住宅の長期的な安全性と快適性を確保するため、耐震改修や外壁改修、給排水設備の改修等による既存ストックの有効活用、また、町営住宅の統廃合と建替を効率的かつ計画的に進めます。

6 橋梁施設の長寿命化【5-1、6-3】（建設課）

高度経済成長期以降に集中的に整備されて老朽化した橋梁について、予防保全を取り入れた長寿命化対策を進め、長期的な維持管理費用の縮減と安全性の確保を図ります。

7 空き家対策の推進（総合政策課）

「南会津町空き家等対策計画」に基づき、管理不全空き家の発生の予防、関係団体と連携した空き家の実態把握を行います。また、管理不全の空き家については、所有者に適正な管理を依頼するとともに、著しく危険な空き家等については、行政処分等の必要な措置を段階的に講じ、生活環境の安全性を確保します。

8 消防広域応援体制の強化【2-3】（住民生活課）

相互応援協定の実効性を高めるため、各種防災訓練への参加や連携強化を図り、大規模災害時における消防広域応援体制の推進を図ります。

9 消防団の充実・強化【2-3】（住民生活課）

消防団員の確保は地域の消防力・防災力を維持していく上で重要であることから、消防団員数の維持を図ります。

消防団員の確保のため、入団しやすい環境の整備や消防活動の検討、事業所との協力関係の構築を行います。

また、消防力・防災力の向上のため、消防車両の更新や消防団屯所の建替、装備の充実を図ります。

1 直接死を最大限防ぐ

1-2 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水

脆弱性評価

1 河川管理施設の整備等【6-3、7-1】

台風や集中豪雨などの治水対策として、河川改修等を実施するとともに、大規模自然災害が発生したとしても迅速かつ的確な初動対応を実現できるよう河川管理施設の適正管理に取り組んでいます。水門・樋門等の河川管理施設については、老朽化しているものも多く、計画的な補修・更新を行い、河川管理施設の正常な状態を確保する必要があります。

2 洪水対策体制の整備・防災ハザードマップの活用

町民の迅速な避難行動を支援するため、国による「避難勧告等に関するガイドライン」が平成 31 年 3 月に改訂され、5 段階の警戒レベルを付した避難情報の運用が開始されたことを受け、本町でも、令和元年東日本台風において、警戒レベル 3「要配慮者・高齢者等避難開始」、及び警戒レベル 4「避難勧告」「避難指示（緊急）」を発令しました。

町では、台風や集中豪雨などによる災害から住民等の命を守るため、空振りを恐れない避難情報の早期発令の基準となる「避難勧告等の発令基準」を策定していますが、現状を踏まえた適時適切な見直しを行い、関係機関と連携した洪水対策体制の整備を推進する必要があります。

また、伊南川及び阿賀川流域の洪水浸水想定区域が県により公表されたことを受け、想定される浸水区域や浸水深、土砂災害警戒区域などを示した防災ハザードマップを令和 2 年度に作成し、町内の全戸に配付しており、ハザードマップを活用した住民における防災啓発についても推進していく必要があります。

3 水害・土砂災害からの「逃げ遅れゼロ」実現のための連携体制の構築【1-3】

(情報伝達手段の充実・強化)

町民に対して正確かつ迅速な情報伝達を図るために、防災行政無線設備の適正な管理・計画的な更新に取り組んでいます。

(避難確保計画の作成等の支援)

平成 29 年に改正された水防法及び土砂災害防止法により、町地域防災計画に定められた洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設等）の管理者は、避難確保計画を作成し、これに基づいて避難訓練を実施することが義務付けされました。町では、町内の要配慮者利用施設の管理者へ避難確保計画の作成等について支援をしていく必要があります。

推進方針

1 河川管理施設の整備等【6-3、7-1】（建設課）

台風や集中豪雨などの治水対策として、河川改修等に取り組むとともに、水門・樋門等の河川管理施設について、計画的な補修・更新を行い、大規模災害が発生したとしても迅速かつ的確な初動対応を実現できるよう、河川管理施設の正常な状態を確保します。

2 洪水対策体制の整備・防災ハザードマップの活用（住民生活課）

台風や集中豪雨などによる災害から住民等の命を守るため、「避難勧告等の発令基準」について適時適切な見直しを行い、空振りを恐れない避難情報の早期発令に努めていきます。

また、避難情報の発令に関し、関係機関等を連携強化・情報共有を図り、洪水対策体制の整備を推進していきます。

災害発生時の住民の主体的な避難行動を促進するため、防災ハザードマップ等を活用した各地区における防災出前講座等を開催し、地区防災計画の作成を推進します。

3 水害・土砂災害からの「逃げ遅れゼロ」実現のための連携体制の構築【1-3】

（住民生活課・総合政策課）

（情報伝達手段の充実・強化）

町民に対して災害情報等を正確かつ迅速に伝達するため、防災行政無線と連携した登録制メールや町LINEによる情報伝達を図ります。

また、南郷地域における防災行政無線設備が電波法改正による新スプリアス規格に対応していないことから、屋外拡声子局や戸別受信機などの設備更新を図ります。

（避難確保計画の作成等の支援）

洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設の利用者等の円滑かつ迅速な避難を確保するため、施設管理者に避難確保計画の作成及び避難訓練の実施など主体的な取組の促進を図り、避難体制の充実・強化を支援します。

1 直接死を最大限防ぐ

1-3 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生

脆弱性評価

1 ソフト・ハードが一体となった総合的な土砂災害防止対策の整備【2-2、6-3、7-1】

土砂災害から町民の生命と財産を守るため、土砂災害防止等施設の整備をハード対策として県に要望するとともに、土砂災害防止法に基づき県が実施する基礎調査結果の住民説明会へ参加・協力し、土砂災害警戒区域等の指定推進を図っています。

また、土砂災害警戒区域などを示した防災ハザードマップを令和2年度に作成し、町民に周知するとともに、災害時の行動について住民の理解向上を図っていく必要があります。

2 治山・砂防・地すべり防止施設等の整備等【2-2、6-3、7-1、7-3】

町内には、県が管理する治山・砂防・地すべり防止施設等が数多く整備されています。これらの施設は、老朽化や経年劣化による機能低下が懸念されることから、県と連携し適切な維持管理を図っていく必要があります。

3 水害・土砂災害からの「逃げ遅れゼロ」実現のための連携体制の構築【再掲】1-2

(情報伝達手段の充実・強化)

町民に対して正確かつ迅速な情報伝達を図るために、防災行政無線設備の適正な管理・計画的な更新に取り組んでいます。

(避難確保計画の作成等の支援)

平成29年に改正された水防法及び土砂災害防止法により、町地域防災計画に定められた洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設(社会福祉施設、学校、医療施設等)の管理者は、避難確保計画を作成し、これに基づいて避難訓練を実施することが義務付けされました。町では、町内の要配慮者利用施設の管理者へ避難確保計画の作成等について支援をしていく必要があります。

推進方針

1 ソフト・ハードが一体となった総合的な土砂災害防止対策の整備【2-2、6-3、7-1】

(建設課・住民生活課)

土砂災害から町民の生命と財産を守るため、土砂災害防止等施設の整備をハード対策として県に要望するとともに、土砂災害防止法に基づき県が実施する基礎調査結果の住民説明会へ参加・協力し、土砂災害警戒区域等の指定推進を図ります。

また、配付した防災ハザードマップ等を活用し、災害発生時の住民の主体的な避難行動を促進するため、地区防災計画の作成を推進します。

2 治山・砂防・地すべり防止施設等の整備等【2-2、6-3、7-1、7-3】(建設課・農林課)

既存の施設において、老朽化や経年劣化による機能低下が懸念されることから、適切な維持管理に向け、県と連携・協力していきます。

3 水害・土砂災害からの「逃げ遅れゼロ」実現のための連携体制の構築【再掲】1-2

(住民生活課・総合政策課)

(情報伝達手段の充実・強化)

町民に対して災害情報等を正確かつ迅速に伝達するため、防災行政無線と連携した登録制メールや町LINEによる情報伝達を図ります。

また、南郷地域における防災行政無線設備が電波法改正による新スプリアス規格に対応していないことから、屋外拡声子局や戸別受信機などの設備更新を図ります。

(避難確保計画の作成等の支援)

洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設の利用者等の円滑かつ迅速な避難を確保するため、施設管理者に避難確保計画の作成及び避難訓練の実施など主体的な取組の促進を図り、避難体制の充実・強化を支援します。

1 直接死を最大限防ぐ

1-4 暴風雪及び豪雪による重大事故や交通途絶等に伴う死傷者の発生

脆弱性評価

1 雪崩対策の推進

町内には、複数個所の雪崩危険箇所があり、地域住民や関係者等に対する雪崩に関する知識の普及や啓発活動を行う必要があります。

さらに雪崩危険箇所における必要な予防対策を進め、町民の安全・安心な生活環境の確保に取り組んでいく必要があります。

2 道路の防風雪施設の整備【6-3】

本町は、全域が豪雪地帯対策特別措置法に基づく豪雪地帯及び特別豪雪地帯であり、経済活動や日常生活を支える上で、安全な冬期交通の確保が課題となっています。

冬期交通における安全性の向上を図るため、引き続き防風雪施設の整備等を進めるとともに、より効率的かつ信頼性の高い安全対策に取り組んでいく必要があります。

3 道路の除雪体制等の確保【6-3】

過疎化・高齢化の進行に伴い、除排雪の担い手不足が問題化しており、適時適切な道路除雪等が可能となる体制の確保に取り組んでいます。暴風雪や豪雪の異常気象発生時においても安全で円滑な道路環境を整備するため、除雪体制等の充実・確保に引き続き取り組んでいく必要があります。

推進方針

1 雪崩対策の推進（建設課）

町民の安全・安心な生活環境を確保するため、雪崩危険箇所における必要な予防対策を進めるとともに、地域住民や関係者等に対する雪崩被害防止に係る啓発活動に取り組み、雪崩対策の推進を図ります。

2 道路の防風雪施設の整備【6-3】（建設課）

冬期交通における安全性の向上を図るため、防風雪施設の整備等を推進するとともに、より効率的かつ信頼性の高い安全対策を検討します。また、雪崩や地吹雪等の危険箇所について、防風雪施設を計画的に整備し、冬期間における道路交通対策の推進を図ります。

3 道路の除雪体制等の確保【6-3】（建設課・健康福祉課）

暴風雪や豪雪の異常気象発生時においても安全で円滑な道路環境を確保するため、適時適切な道路除雪に取り組むとともに、担い手となる除雪オペレーターの育成、除雪機械の計画的な更新を図ります。また、除雪ネットワーク事業の充実により、地域で支え合う除雪体制の強化を図ります。

2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-1 被災地での食料・飲料水等、生命にかかわる物資供給の長期停止

脆弱性評価

1 応急給水体制の整備

大規模自然災害が発生した場合であっても、被災者の飲料水や生活維持に必要な給水を確保するため、給水タンクやポリ容器等の備蓄を行い、応急給水対策に取り組んでいます。

今後も、飲料水の調達及び輸送に係る災害時応援協定の締結や、他市町村及び水道事業者の連携・協力による応急給水体制の確保を図る必要があります。

2 上水道施設の防災・減災対策〔6-2〕

高度経済成長期以降に整備された水道施設の大規模な更新ピークを迎え、また、大規模自然災害発生時においても、水道による給水機能を確保するため、水道施設の改築・更新を行うとともに、中長期的財政収支に基づき施設の更新等を計画的に実行するためのアセットマネジメント（資産管理）に取り組んでいます。

今後は、水道施設のライフサイクル全体にわたって効率的かつ効果的に水道施設を管理運営するための計画づくりが必要です。

3 物資供給体制の充実・強化

大規模自然災害等の発生時において、被災地で必要となる食料や生活必需品等の物資供給を確保するため、物資等の調達に関する災害時応援協定を関係団体・事業者と締結しています。

今後も、新規の災害時応援協定の締結や協定締結団体との連携強化に取り組み、災害時における物資供給体制の充実・強化を推進していく必要があります。

4 非常用物資の備蓄〔2-6〕

災害発生時においても、避難所へ避難している被災者や在宅被災者等に対し、生活の維持に欠かすことのできない食料・飲料水や生活必需品等の供給を確保するため、食料・飲料水、毛布等の備蓄を行っています。

今後は、必要に応じて備蓄物資の種類を増やしていくほか、使用期限が到来する備蓄物資の適時適切な更新・活用を進め、救援対策の充実を図っていく必要があります。

推進方針

1 応急給水体制の整備（環境水道課）

被災者の飲料水や生活維持に必要な給水を確保するため、物資の備蓄を継続して行うとともに、応急給水対策に取り組んでいきます。また、他市町村及び水道事業者の連携・協力による給水体制や応急給水に係る訓練等を実施し、関係機関との連携を一層強化し、応急給水体制の整備を進めます。

2 上水道施設の防災・減災対策【6-2】（環境水道課）

水道施設の日常的な運転管理から、施設の状態を把握するとともに、定期的な点検により老朽化対策や劣化の進行等を確認していきます。

また、水道施設の改築・更新を行うとともに、中長期的財政収支に基づき施設の更新を計画的に実行するためのアセットマネジメント（資産管理）及び経営戦略を推進し、安心・安定かつ持続可能な水道供給を図ります。

3 物資供給体制の充実・強化（住民生活課）

大規模自然災害等の発生時において、被災地で必要となる食料や生活必需品等の物資供給を確保するため、物資等の調達に関する災害時応援協定の締結団体・事業との連携強化や新規の災害時応援協定の締結等に取り組み、災害時における物資供給体制の充実・強化を推進していきます。

4 非常用物資の備蓄【2-6】（住民生活課）

引き続き、災害発生時に避難所へ避難している被災者や在宅被災者等に対し、生活維持に欠かすことのできない物資の供給を確保するため、計画的な食料・飲料水、毛布等の備蓄を行っていきます。

また、必要に応じて備蓄物資の種類を増やしていくほか、使用期限が到来する備蓄物資の適時適切な更新・活用を進め、救援対策の充実を図ります。

2-1 被災地での食料・飲料水等、生命にかかわる物資供給の長期停止

脆弱性評価

5 大規模災害時における広域応援体制の充実・強化 [2-3、3-1、8-2]

大規模災害が発生し、本町単独では十分な応急措置等が実施できない場合に備えるため、東京都台東区や栃木県日光市、新潟県三条市、福島県西白河郡の4町村等と相互応援協定を締結し、人的・物的支援について、広域応援体制を構築しています。

6 緊急輸送路の防災・減災対策 [2-2、5-1、5-2、6-3]

災害時には、応急対策活動の実施に必要な物資、資機材、要員等の輸送を行うため、町地域防災計画に位置付けられた緊急輸送道路等の通行を確保することから、平時より代替路線等とのネットワークを含め、整備事業を進めていく必要があります。

7 迂回路となり得る町管理道路（町道・農道・林道）の整備 [2-2、5-1、5-2、6-3]

町が管理する道路は、大規模災害の発生時において、基幹交通の寸断に伴う輸送機能の停止や孤立集落の発生を回避するための代替輸送路・迂回路としての役割が期待できることから、防災・減災の観点からも重要な道路について計画的に整備していく必要があります。

8 「道の駅」防災拠点化の推進

「道の駅」は、災害発生時に地域の一時避難所としての機能や大規模災害時には広域的な復旧・復興拠点としての役割が期待されています。

本町の道の駅は3駅（「道の駅たじま」「道の駅きらら289」「道の駅番屋」）あり、町地域防災計画では、そのうち「道の駅きらら289」を避難所として位置付けています。

9 自助・共助の取組促進 [4-3、8-3]

地域防災力を高め、災害による被害を軽減するためには、防災に関わる機関による「公助」の取組とともに、一人一人が自分の身を守る「自助」、地域の協力・助け合いによる「共助」の取組を促進し、連携を強めることが重要です。

本町では、災害時に取るべき避難行動の広報や防災ハザードマップの配付、各地区に助成している集落応援交付金事業による自主防災への取組など、地域における防災意識の高揚に努めています。

推進方針

5 大規模災害時における広域応援体制の充実・強化【2-3、3-1、8-2】（住民生活課）

大規模災害発生時においても、相互に応援要請・職員派遣の円滑な対応を行うため、各種会議や訓練等の実施を通じて各相互応援協定の体制強化を図るとともに、実効性を確保し、広域応援体制の充実・強化を図っていきます。

6 緊急輸送路の防災・減災対策【2-2、5-1、5-2、6-3】（建設課）

平時より緊急輸送道路等の適切な維持管理に努め、代替路線等とのネットワークについて、関係機関と連携しながら整備を進めていきます。

災害時においても緊急輸送道路等の安全な通行を確保するため、道路橋梁の長寿命化を推進します。

7 迂回路となり得る町管理道路（町道・農道・林道）の整備【2-2、5-1、5-2、6-3】

（建設課・農林課）

町が管理する道路は、大規模災害の発生時において、基幹交通の寸断に伴う輸送機能の停止や孤立集落の発生を回避するための代替輸送路・迂回路としての役割が期待できることから、防災・減災の観点からも重要な道路について計画的な整備を推進していきます。

8 「道の駅」防災拠点化の推進（商工観光課）

町地域防災計画において避難所として位置づけた「道の駅きらら289」について、災害発生時の運営体制の構築や、非常用電源設備や食料等の備蓄、支援物資の集配拠点など多面的な防災機能の強化を検討していきます。

9 自助・共助の取組促進【4-3、8-3】（住民生活課）

「自助」「共助」の取組を促進するために、防災ハザードマップを活用した防災出前講座を実施し、地区ごとに災害時における避難行動のあり方などをまとめた地区防災計画の策定を推進していきます。

引き続き、様々な事業を通じて、町民の自助・共助に関する理解を深め、家庭における非常用品の備蓄や地域の防災行事への参加など、自助・共助の取組を促進します。

2-1 被災地での食料・飲料水等、生命にかかわる物資供給の長期停止

脆弱性評価

10 電力事業者等との連携強化 [3-1、6-1]

大規模自然災害等に伴う停電が発生した場合であっても、速やかに防災拠点施設や避難所等において必要となる電力を確保するため、防災訓練における電力供給訓練の実施や災害時の協力に関する協定の締結など、電力事業者等との連携強化を図り、災害時における電力供給の確保に向けて停電対策の充実に取り組んでいます。

推進方針

10 電力事業者等との連携強化〔3-1、6-1〕（住民生活課）

大規模自然災害等に伴う停電が発生した場合であっても、速やかに防災拠点施設や避難所等において必要となる電力を確保するため、引き続き、防災訓練における電力供給訓練の実施など電力事業者等との連携強化を図り、災害時における停電対策の充実を推進します。

2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の発生

脆弱性評価

- 1 ソフト・ハードが一体となった総合的な土砂災害防止対策の整備【再掲】1-3、6-3、7-1
土砂災害から町民の生命と財産を守るため、土砂災害防止等施設の整備をハード対策として県に要望するとともに、土砂災害防止法に基づき県が実施する基礎調査結果の住民説明会へ参加・協力し、土砂災害警戒区域等の指定推進を図っています。
また、土砂災害警戒区域などを示した防災ハザードマップを令和2年度に作成し、町民に周知するとともに、災害時の行動について住民の理解向上を図っていく必要があります。
- 2 治山・砂防・地すべり防止施設等の整備等【再掲】1-3、6-3、7-1、7-3
町内には、県が管理する治山・砂防・地すべり防止施設等が数多く整備されています。これらの施設は、老朽化や経年劣化による機能低下が懸念されることから、県と連携し適切な維持管理を図っていく必要があります。
- 3 緊急輸送路の防災・減災対策【再掲】2-1、5-1、5-2、6-3
災害時には、応急対策活動の実施に必要な物資、資機材、要員等の輸送を行うため、町地域防災計画に位置付けられた緊急輸送道路等の通行を確保する必要があることから、平時より代替路線等とのネットワークを含め、整備事業を進めていく必要があります。
- 4 迂回路となり得る町管理道路（町道・農道・林道）の整備【再掲】2-1、5-1、5-2、6-3
町が管理する道路は、大規模災害の発生時において、基幹交通の寸断に伴う輸送機能の停止や孤立集落の発生を回避するための代替輸送路・迂回路としての役割が期待できることから、防災・減災の観点からも重要な道路について計画的に整備していく必要があります。
- 5 消防防災ヘリの円滑な運航確保【2-3】
消防防災ヘリの安全かつ円滑な運航を確保するため、ヘリ臨時離着陸場の維持管理や、大規模自然災害の発生時など、消防防災ヘリに対する出動要請の際の関係機関との連絡体制の確保等に取り組んでいます。
町内では19箇所をヘリ臨時離着陸場として確保しています。

推進方針

- 1 ソフト・ハードが一体となった総合的な土砂災害防止対策の整備【再掲】1-3、6-3、7-1
(建設課・住民生活課)
土砂災害から町民の生命と財産を守るため、土砂災害防止等施設の整備をハード対策として県に要望するとともに、土砂災害防止法に基づき県が実施する基礎調査結果の住民説明会へ参加・協力し、土砂災害警戒区域等の指定推進を図ります。
また、配付した防災ハザードマップ等を活用し、災害発生時の住民の主体的な避難行動を促進するため、地区防災計画の作成を推進します。
- 2 治山・砂防・地すべり防止施設等の整備等【再掲】1-3、6-3、7-1、7-3 (建設課・農林課)
既存の施設において、老朽化や経年劣化による機能低下が懸念されることから、適切な維持管理に向け、県と連携・協力していきます。
- 3 緊急輸送路の防災・減災対策【再掲】2-1、5-1、5-2、6-3 (建設課)
平時より緊急輸送道路等の適切な維持管理に努め、代替路線等とのネットワークについて、関係機関と連携しながら整備を進めていきます。
災害時においても緊急輸送道路等の安全な通行を確保するため、道路橋梁の長寿命化を推進します。
- 4 迂回路となり得る町管理道路(町道・農道・林道)の整備【再掲】2-1、5-1、5-2、6-3
(建設課・農林課)
町が管理する道路は、大規模災害の発生時において、基幹交通の寸断に伴う輸送機能の停止や孤立集落の発生を回避するための代替輸送路・迂回路としての役割が期待できることから、防災・減災の観点からも重要な道路について計画的な整備を推進していきます。
- 5 消防防災ヘリの円滑な運航確保【2-3】(住民生活課)
引き続き、消防防災ヘリの安全かつ円滑な運航を確保するため、ヘリ臨時離着陸場の維持管理や、大規模自然災害の発生時など、消防防災ヘリに対する出動要請の際の関係機関との連絡体制の確保等に取り組んでいきます。

2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-3 消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

脆弱性評価

- 1 訓練実施等による防災関係機関との連携体制及び災害対応力の強化【3-1、4-3】

町や警察、消防、自衛隊などの防災関係機関や町消防団、自主防災組織等が相互の連携及び災害対応力を強化するとともに、地域住民の防災意識の高揚と地域防災力の向上を図るため、各地域持ち回りで防災訓練を実施し、情報伝達訓練や災害対策本部設置運営訓練、避難所開設訓練等に取り組んでいます。
- 2 消防広域応援体制の強化【再掲】1-1

大規模災害時には消防力が不足することが想定されることから、他市町村との相互応援協定により、段階的に広域的な応援を要請できる体制を整えています。広域的な応援が迅速に行われるため、各種防災訓練への参加を通じて、連携体制の強化を図っています。
- 3 大規模災害時における広域応援体制の充実・強化【再掲】2-1、3-1、8-2

大規模災害が発生し、本町単独では十分な応急措置等が実施できない場合に備えるため、東京都台東区や栃木県日光市、新潟県三条市、福島県西白河郡の4町村等と相互応援協定を締結し、人的・物的支援について、広域応援体制を構築しています。
- 4 消防防災ヘリの円滑な運航確保【再掲】2-2

消防防災ヘリの安全かつ円滑な運航を確保するため、ヘリ臨時離着陸場の維持管理や、大規模自然災害の発生時など、消防防災ヘリに対する出動要請の際の関係機関との連絡体制の確保等に取り組んでいます。

町内では19箇所をヘリ臨時離着陸場として確保しています。
- 5 消防団の充実・強化【再掲】1-1

地域住民の高齢化や集落の過疎化などにより、消防団員の担い手が不足しており、地域の消防力・防災力の低下が懸念されています。消防団員OBを機能別団員として再入団の取組を行っていますが、人口減少や高齢化により、消防団員数は年々減少しています。

今後は、若者や女性の消防団加入について取組を推進するとともに、消防団の活動に対する地域や団員を雇用する事業所等の理解・協力が得られる環境を整備していく必要があります。

推進方針

- 1 訓練実施等による防災関係機関との連携体制及び災害対応力の強化【3-1、4-3】
(住民生活課)
大規模災害が発生した場合であっても、迅速かつ的確な災害対応を実現するため、実施した訓練を総括し、災害対応における課題等を把握し、必要な見直しを積み重ねていくことにより、関係機関の連携体制及び災害対応力の強化を図ります。
- 2 消防広域応援体制の強化【再掲】1-1（住民生活課）
相互応援協定の実効性を高めるため、各種防災訓練への参加や連携強化を図り、大規模災害時における消防広域応援体制の推進を図ります。
- 3 大規模災害時における広域応援体制の充実・強化【再掲】2-1、3-1、8-2（住民生活課）
大規模災害発生時においても、相互に応援要請・職員派遣の円滑な対応を行うため、各種会議や訓練等の実施を通じて各相互応援協定の体制強化を図るとともに、実効性を確保し、広域応援体制の充実・強化を図っていきます。
- 4 消防防災ヘリの円滑な運航確保【再掲】2-2（住民生活課）
引き続き、消防防災ヘリの安全かつ円滑な運航を確保するため、ヘリ臨時離着陸場の維持管理や、大規模自然災害の発生時など、消防防災ヘリに対する出動要請の際の関係機関との連絡体制の確保等に取り組んでいきます。
- 5 消防団の充実・強化【再掲】1-1（住民生活課）
消防団員の確保は地域の消防力・防災力を維持していく上で重要であることから、消防団員数の維持を図ります。
消防団員の確保のため、入団しやすい環境の整備や消防活動の検討、事業所との協力関係の構築を行います。
また、消防力・防災力の向上のため、消防車両の更新や消防団屯所の建替、装備の充実を図ります。

2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-4 医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による救助・救急活動及び医療・福祉機能の麻痺

脆弱性評価

1 緊急車両等に供給する燃料の確保【3-1、6-1】

大規模自然災害等の発生時において、緊急車両や施設等で必要となる燃料の供給を確保するため、関係団体と燃料等の供給に関する災害時応援協定の締結が必要です。

2 災害時医療薬品等の備蓄・供給体制の維持

災害時に医療薬品や衛生材料等が必要な場合は、災害時医薬品等の備蓄供給体制を構築している県に対して供給を要請することとしています。

3 災害時医療・福祉人材の確保

災害発生時においても、必要な医療・福祉の提供を維持するため、医療・福祉人材の確保に取り組んでいく必要があります。

4 社会福祉施設の耐震化等【再掲】1-1

社会福祉施設等は、災害時に自力での避難が困難な高齢者や障がい者等が多く利用していることや、二次的福祉避難所としての役割もあることから、利用者や避難者の安全・安心のため、建物の耐震性の確保や老朽化対策等が必要です。

5 福祉避難所の充実・確保【2-6、4-3】

福祉避難所は、災害発生時において、障がいや高齢等のため、一般の避難所での生活が難しく、特別な配慮を必要とする方を受け入れ、安心して生活ができるよう支援を行うために開設する避難所です。

本町では6施設を福祉避難所として指定していますが、災害発生時における福祉避難所開設の手順や避難所運営方法などが整備されていないことから、施設の管理者との十分な協議を行い、円滑な避難所運営ができるよう推進していく必要があります。

推進方針

- 1 緊急車両等に供給する燃料の確保【3-1、6-1】（総務課）

大規模自然災害等の発生時において、緊急車両や施設等で必要となる燃料の供給を確保するため、関係団体と燃料等の供給に関する災害時応援協定の締結を検討します。
- 2 災害時医療薬品等の備蓄・供給体制の維持（健康福祉課）

引き続き、災害時医薬品等の備蓄供給体制を確保するため、県や関係団体との連携を強化していきます。
- 3 災害時医療・福祉人材の確保（健康福祉課）

災害発生時においても、必要な医療・福祉の提供を維持するため、医療機関・医師会・歯科医師会等の関係機関との連携強化を図ります。

また、災害派遣医療チーム（DMAT）や災害派遣福祉チーム等の受援体制を整備し、災害時の医療・福祉人材の確保を図ります。
- 4 社会福祉施設の耐震化等【再掲】1-1（健康福祉課）

社会福祉施設等は、災害時に自力での避難が困難な高齢者や障がい者等が多く利用しており、利用者や避難者の安全・安心を確保するとともに、災害時にあっても継続的に福祉・介護サービスを提供できるよう、建物の耐震性の確保や老朽化対策等及び非常用自家発電設備の設置等を実施する事業者に対しての支援に取り組んでいきます。
- 5 福祉避難所の充実・確保（住民生活課・健康福祉課）【2-6、4-3】

福祉避難所として指定した施設管理者と十分に協議し、災害発生時における福祉避難所の開設手順や避難所運営方法などを整備していきます。

また、さらなる福祉避難所の指定を図るため、他の福祉施設との協議を行います。

2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-5 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

脆弱性評価

1 感染症予防措置の推進

災害時において新型コロナウイルス感染症等の各種感染症がまん延する事態を防ぐためには、避難所等における手洗い・手指消毒の励行、咳エチケットの徹底、トイレやごみ保管場所等の適正な衛生管理などの感染症予防対策の実施が効果的であり、職員や民間会社の従事者に対する感染症対策に関する各種研修への職員の参加や情報収集により、最新の感染症対応能力のある人材の育成を図る必要があります。

また、各種予防接種の接種率の把握や感染症に関する情報収集と広報周知など、感染症予防措置の推進が必要です。

さらに、風水害時の床上浸水等による衛生環境悪化への対策としての、迅速な消毒活動についても、消毒時のマニュアル等の整備等が必要です。

2 下水道業務継続計画（BCP）の策定・推進【6-2】

東日本大震災と同程度の大地震を想定し、下水道施設が被災した場合であっても、速やかにかつ高いレベルで下水道が果たすべき機能を維持・回復することを目的として、事前対策や非常時対応について定めた「南会津町下水道業務継続計画（BCP）」を策定し、情報伝達訓練等に参加しています。

災害発生時の対応手順の定着と確実な実行のため、今後も下水道BCPに基づく訓練への参加や計画見直しによる対応従事者のレベルアップを図っていく必要があります。

3 下水道施設の維持管理【6-2】

大規模な災害の発生によって、下水道施設の機能が失われた場合、疫病や感染症等がまん延するリスクがあることから、下水道施設の適切な維持管理が求められます。

町では、限られた人員・予算の中で、効果的に施設管理を行うための区分の設定、点検・調査頻度、改築判断基準等を定めた「南会津町下水道ストックマネジメント計画」を策定しており、下水道施設を一体的に捉えた長寿命化対策、及びライフスタイルコストの低減を推進するため、定期的な計画見直しによる精度向上を図り、下水道施設の持続的な機能確保に取り組んでいく必要があります。

推進方針

1 感染症予防措置の推進（健康福祉課・環境水道課）

災害時において新型コロナウイルス感染症等の各種感染症がまん延する事態を防ぐため、職員や民間会社の従事者に対する感染症対策に関する各種研修への職員の参加や、日々の情報収集を推進し、最新の感染症対応能力のある人材の育成を図っていきます。

また、平常時からの感染症予防措置の推進や、床上浸水等による衛生環境悪化への対策に取り組んでいきます。

2 下水道業務継続計画（BCP）の策定・推進【6-2】（環境水道課）

東日本大震災と同程度の大地震を想定し、下水道施設が被災した場合であっても、速やかにかつ高いレベルで下水道が果たすべき機能を維持・回復するため、「南会津町下水道業務継続計画（BCP）」に基づく訓練や計画見直し等により、災害発生時の対応手順の定着と確実な実行に向けた取組を推進します。

3 下水道施設の維持管理【6-2】（環境水道課）

大規模な災害の発生によって、下水道施設の機能が失われた場合、疫病や感染症等がまん延するリスクがあることから、「南会津町下水道ストックマネジメント計画」に基づき、下水道施設を一体的に捉えた長寿命化対策及びライフサイクルコストの低減を推進し、下水道施設の持続的な機能確保を図ります。

2-5 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

脆弱性評価

4 合併処理浄化槽への転換促進〔6-2〕

し尿のみを処理する単独処理浄化槽については、平成 12 年の浄化槽法改正により新たに設置することは原則禁止となり、合併処理浄化槽への転換を推進してきましたが、あまり進んでいない状況にあります。また、くみ取り便槽も多く存在し、生活環境の悪化が懸念されます。

生活環境の改善や公衆衛生の向上を図り、浄化槽の災害耐性を強化するためには、合併処理浄化槽設置整備事業による補助を継続して行い、老朽化した単独処理浄化槽及びくみ取り便槽から合併処理浄化槽への転換を促進していく必要があります。

5 家畜伝染病対策の充実・強化

災害時において家畜伝染病の発生は、救助・救急・医療活動への脅威となり得ることから、伝染病発生の予防策、伝染病が発生してしまった場合の早期鎮静化及びまん延防止対策を迅速かつ的確に行う必要があります。

推進方針

4 合併処理浄化槽への転換促進〔6-2〕（環境水道課）

単独処理浄化槽やくみ取り便槽が多く存在し、老朽化が進んでいることから、生活環境の改善や公衆衛生の向上を図り、浄化槽の災害耐性を強化するため、単独処理浄化槽及びくみ取り便槽から合併処理浄化槽への転換を促進します。

5 家畜伝染病対策の充実・強化（農林課）

家畜伝染病の発生を予防するため、県や家畜保健衛生所等関係機関との緊密な連携を継続して実施し、家畜伝染病の発生予防に効果的な情報の周知・啓発を図るほか、家畜伝染病発生時には早期鎮静化及びまん延防止対策を迅速かつ的確に行うため、県の策定する防疫対策マニュアル等に基づき適切な対応を取れるよう、初動防疫に必要な人員の確保等、庁内の関係各課との緊密な連携を継続します。

2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-6 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

脆弱性評価

1 避難所環境の充実

避難所生活への不安等を原因として災害から逃げ遅れる事態や、避難所の劣悪な生活環境が原因で被災者の健康状態の悪化や災害関連死を招く事態を防ぐため、関係団体との災害時応援協定や物資調達体制の強化を図るとともに、避難所での感染症対策等に係る研修会への参加や、「避難所運営マニュアル」の改訂に取り組み、避難所環境の充実を図る必要があります。

また、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、避難所における密集状態の回避や感染症対策の徹底が求められており、避難所のレイアウトや飛沫防止対策、発熱者や濃厚接触者への対応など、避難所環境の充実を図ることが課題となっています。

2 指定緊急避難場所・指定避難所の充実・確保

本町では、指定緊急避難場所として8箇所、指定避難所として130箇所を指定しています。災害の種別や状況等に応じて開設できない施設があることから、適切な施設の指定・見直しに取り組むとともに、施設の情報についての周知を強化していく必要があります。

3 福祉避難所の充実・確保【再掲】2-4、4-3

福祉避難所は、災害発生時において、障がいや高齢等のため、一般の避難所での生活が難しく、特別な配慮を必要とする方を受け入れ、安心して生活ができるよう支援を行うために開設する避難所です。

本町では6施設を福祉避難所として指定していますが、災害発生時における福祉避難所開設の手順や避難所運営方法などが整備されていないことから、施設の管理者との十分な協議を行い、円滑な避難所運営ができるよう推進していく必要があります。

4 非常用物資の備蓄【再掲】2-1

災害発生時においても、避難所へ避難している被災者や在宅被災者等に対し、生活の維持に欠かすことのできない食料・飲料水や生活必需品等の供給を確保するため、食料・飲料水、毛布等の備蓄を行っています。

今後は、必要に応じて備蓄物資の種類を増やしていくほか、使用期限が到来する備蓄物資の適時適切な更新・活用を進め、救援対策の充実を図っていく必要があります。

推進方針

1 避難所環境の充実（住民生活課）

避難所生活への不安等を原因として災害から逃げ遅れる事態や、避難所の劣悪な生活環境が原因で被災者の健康状態の悪化や災害関連死を招く事態を防ぐため、関係団体との災害時応援協定や物資調達体制の強化を図るとともに、避難所での感染症対策等に係る研修会への参加や、「避難所運営マニュアル」の改訂に取り組み、避難所環境の充実を図っていきます。

また、新型コロナウイルス感染症をはじめとした感染症に対応するため、避難所のレイアウトや飛沫防止対策のための備品や衛生用品等の備蓄整備に取り組み、避難所環境の充実を図っていきます。

2 指定緊急避難場所・指定避難所の充実・確保（住民生活課）

災害の種別や状況等に応じて適切な施設を開所できるよう、引き続き適切な施設の指定・見直しに取り組みとともに、防災ハザードマップや町ホームページへの掲載等により施設の情報についての周知を強化していきます。

3 福祉避難所の充実・確保【再掲】2-4、4-3（住民生活課・健康福祉課）

福祉避難所として指定した施設管理者と十分に協議し、災害発生時における福祉避難所の開設手順や避難所運営方法などを整備していきます。

また、さらなる福祉避難所の指定を図るため、他の福祉施設との協議を行います。

4 非常用物資の備蓄【再掲】2-1（住民生活課）

引き続き、災害発生時に避難所へ避難している被災者や在宅被災者等に対し、生活維持に欠かすことのできない物資の供給を確保するため、計画的な食料・飲料水、毛布等の備蓄を行っていきます。

また、必要に応じて備蓄物資の種類を増やしていくほか、使用期限が到来する備蓄物資の適時適切な更新・活用を進め、救援対策の充実を図ります。

3 必要不可欠な行政機能は確保する

3-1 町の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

脆弱性評価

1 業務継続に必要な体制の整備

大規模災害により行政機能が低下し、人・物・情報等の資源に制約を受けた場合であっても、優先的に実施すべき業務を的確に行うため、「南会津町業務継続計画」を平成 25 年 3 月に策定しています。

計画策定後の全国的な自然災害における教訓や課題等により、策定した計画と現状に齟齬が生じてきていることから、計画の見直しが必要です。

2 受援体制の整備【8-2】

大規模自然災害の発生時には、行政機関が自ら被災し、人・物・情報等の資源に制約を受ける可能性があるとともに、膨大な災害応急対策業務の発生が見込まれることから、他の自治体等からの人的・物的支援を適切に受け入れ、迅速かつ的確な災害対応を行う体制を構築するため、受援の窓口や対象業務等を定める受援計画の策定や、受援体制の整備を推進していく必要があります。

3 防災拠点施設の機能確保【4-1】

災害等の危機事象が発生した場合、速やかに災害対策本部を立ち上げ、迅速かつ的確な初動対応を実現するための拠点施設として役場本庁舎が平成 29 年 7 年に開庁しました。

いつ災害が発生したとしても、本庁舎及び各総合支所等の防災拠点施設において災害対策本部の活動に必要な機能を発揮できるよう、情報通信・映像設備、消防防災設備及び非常用発電設備等の正常な状態を常時確保するため、定期点検や保守管理を適切に継続していく必要があります。

4 町有施設（役場庁舎等）の耐震化等【再掲】1-1

大規模災害発生時においても、必要な行政機能を維持し、迅速かつ的確な災害対応を行うため、災害対策本部が設置される本庁舎や災害対策現地本部が設置される各総合支所、避難所となっている町有施設について、耐震性の確保や災害対応のための設備を充実する必要があります。

公共施設の耐震改修の状況は、耐震不要な施設を合わせて耐震診断実施済み施設は約 79%で、耐震改修実施済み施設は約 75%であり、公共施設の約 2 割が耐震診断及び改修が未実施です。

推進方針

1 業務継続に必要な体制の整備（住民生活課・総務課）

大規模災害により行政機能が低下し、人・物・情報等の資源に制約を受けた場合であっても、優先的に実施すべき業務を的確に行うため、現状に即した町業務継続計画の見直しを図り、計画の実効性を高める取組を推進します。

2 受援体制の整備【8-2】（住民生活課）

他の自治体等からの人的・物的支援を適切に受け入れ、迅速かつ的確な災害対応を行う体制を構築するため、受援の窓口や対象業務等を定める受援計画について、町業務継続計画の見直しの際に盛り込み、受援体制の整備を推進していきます。

3 防災拠点施設の機能確保【4-1】（総務課）

災害が発生した際には、速やかに災害対策本部を立ち上げ、迅速かつ的確な初動対応を実現するため、防災拠点施設である役場本庁舎及び各総合支所等の情報通信・映像設備、消防防災設備及び非常用発電設備等の定期点検や保守管理を適切に継続し、防災拠点施設としての機能の常時確保に取り組めます。

4 町有施設（庁舎等）の耐震化等【再掲】1-1（総務課）

災害時の拠点施設としての機能を確保するため、「南会津町公共施設等総合管理計画」及び「同計画個別施設計画」に基づき、老朽化対策や改修を計画的に進めます。

3-1 町の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

脆弱性評価

5 訓練実施等による防災関係機関との連携体制及び災害対応力の強化【再掲】2-3、4-3

町や警察、消防、自衛隊などの防災関係機関や町消防団、自主防災組織等が相互の連携及び災害対応力を強化するとともに、地域住民の防災意識の高揚と地域防災力の向上を図るため、各地域持ち回りで防災訓練を実施し、情報伝達訓練や災害対策本部設置運営訓練、避難所開設訓練等に取り組んでいます。

6 大規模災害時における広域応援体制の充実・強化【再掲】2-1、2-3、8-2

大規模災害が発生し、本町単独では十分な応急措置等が実施できない場合に備えるため、東京都台東区や栃木県日光市、新潟県三条市、福島県西白河郡の4町村等と相互応援協定を締結し、人的・物的支援について、広域応援体制を構築しています。

7 緊急車両等に供給する燃料の確保【再掲】2-4、6-1

大規模自然災害等の発生時において、緊急車両や施設等で必要となる燃料の供給を確保するため、関係団体と燃料等の供給に関する災害時応援協定の締結が必要です。

8 電力事業者等との連携強化【再掲】2-1、6-1

大規模自然災害等に伴う停電が発生した場合であっても、速やかに防災拠点施設や避難所等において必要となる電力を確保するため、防災訓練における電力供給訓練の実施や災害時の協力に関する協定の締結など、電力事業者等との連携強化を図り、災害時における電力供給の確保に向けて停電対策の充実に取り組んでいます。

推進方針

5 訓練実施等による防災関係機関との連携体制及び災害対応力の強化【再掲】2-3、4-3

(住民生活課)

大規模災害が発生した場合であっても、迅速かつ的確な災害対応を実現するため、実施した訓練を総括し、災害対応における課題等を把握し、必要な見直しを積み重ねていくことにより、関係機関の連携体制及び災害対応力の強化を図ります。

6 大規模災害時における広域応援体制の充実・強化【再掲】2-1、2-3、8-2 (住民生活課)

大規模災害発生時においても、相互に応援要請・職員派遣の円滑な対応を行うため、各種会議や訓練等の実施を通じて各相互応援協定の体制強化を図るとともに、実効性を確保し、広域応援体制の充実・強化を図っていきます。

7 緊急車両等に供給する燃料の確保【再掲】2-4、6-1 (総務課)

大規模自然災害等の発生時において、緊急車両や施設等で必要となる燃料の供給を確保するため、関係団体と燃料等の供給に関する災害時応援協定の締結を検討します。

8 電力事業者等との連携強化【再掲】2-1、6-1 (住民生活課)

大規模自然災害等に伴う停電が発生した場合であっても、速やかに防災拠点施設や避難所等において必要となる電力を確保するため、引き続き、防災訓練における電力供給訓練の実施など電力事業者等との連携強化を図り、災害時における停電対策の充実を推進します。

4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止

脆弱性評価

1 防災拠点施設の機能確保【再掲】3-1

災害等の危機事象が発生した場合、速やかに災害対策本部を立ち上げ、迅速かつ的確な初動対応を実現するための拠点施設として役場本庁舎が平成29年7年に開庁しました。

いつ災害が発生したとしても、本庁舎及び各総合支所等の防災拠点施設において災害対策本部の活動に必要な機能を発揮できるよう、情報通信・映像設備、消防防災設備及び非常用発電設備等の正常な状態を常時確保するため、定期点検や保守管理を適切に継続していく必要があります。

2 情報通信設備の耐災害性の強化【4-2】

大規模災害等が発生した場合であっても、情報通信設備が停止しない体制を構築する必要があります。

役場本庁舎及び各総合支所間の情報ネットワークや、町民等へ災害情報を伝達するための防災行政無線設備の耐災害性の強化を図る必要があります。

3 町民等への情報伝達体制の強化【4-2、4-3】

本町では、緊急性の高い災害情報の町民への伝達を、防災行政無線や災害情報共有システム（Lアラート）によるテレビ、ラジオ等各メディアへの配信、町ホームページのほか、災害の程度に応じて広報車などで行っています。

また、防災行政無線については、各地区への屋外拡声子局の設置や、希望する町民への戸別受信機の貸与など、情報伝達手段の確保に努めていますが、今後、経年劣化等による不具合のおそれもあることから、計画的な整備・更新に努めていく必要があります。

推進方針

1 防災拠点施設の機能確保【再掲】3-1（総務課）

災害が発生した際には、速やかに災害対策本部を立ち上げ、迅速かつ的確な初動対応を実現するため、防災拠点施設である役場本庁舎及び各総合支所等の情報通信・映像設備、消防防災設備及び非常用発電設備等の定期点検や保守管理を適切に継続し、防災拠点施設としての機能の常時確保に取り組みます。

2 情報通信設備の耐災害性の強化【4-2】（総合政策課・住民生活課）

大規模災害等が発生した場合であっても、情報通信設備が停止しない体制の確保に向けて、庁舎内に設置されているシステムの耐災害性の強化を推進します。

館岩地域については、地域公共ネットワーク（館岩ケーブルテレビ）が老朽化していることから、地域の情報通信環境を強化するため、設備更新を図ります。

また、防災行政無線設備についても、耐災害性を強化するため、停電時でも運用できる蓄電池の整備・更新に取り組みます。

3 町民等への情報伝達体制の強化【4-2、4-3】（住民生活課・総合政策課）

緊急性の高い災害情報を町民に伝達するため、引き続き防災行政無線や災害情報共有システム（Lアラート）等の活用を図るとともに、防災行政無線と連携したエリアメールや登録制メール、町LINEによる情報伝達を図ります。

また、防災行政無線については、経年劣化等による不具合に随時対応していくとともに、計画的な整備・更新を進め、特に南郷地域における防災行政無線設備が電波法改正による新スプリアス規格に対応していないことから、屋外拡声子局や戸別受信機などの設備更新を図ります。

4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

脆弱性評価

1 情報通信設備の耐災害性の強化【再掲】4-1

大規模災害等が発生した場合であっても、情報通信設備が停止しない体制を構築する必要があります。

役場本庁舎及び各総合支所間の情報ネットワークや、町民等へ災害情報を伝達するための防災行政無線設備の耐災害性の強化を図る必要があります。

2 町民等への情報伝達体制の強化【再掲】4-1、4-3

本町では、緊急性の高い災害情報の町民への伝達を、防災行政無線や災害情報共有システム（Lアラート）によるテレビ、ラジオ等各メディアへの配信、町ホームページのほか、災害の程度に応じて広報車などで行っています。

また、防災行政無線については、各地区への屋外拡声子局の設置や、希望する町民への戸別受信機の貸与など、情報伝達手段の確保に努めていますが、今後、経年劣化等による不具合のおそれもあることから、計画的な整備・更新に努めていく必要があります。

推進方針

1 情報通信設備の耐災害性の強化【再掲】4-1（総合政策課・住民生活課）

大規模災害等が発生した場合であっても、情報通信設備が停止しない体制の確保に向けて、庁舎内に設置されているシステムの耐災害性の強化を推進します。

館岩地域については、地域公共ネットワーク（館岩ケーブルテレビ）が老朽化していることから、地域の情報通信環境を強化するため、設備更新を図ります。

また、防災行政無線設備についても、耐災害性を強化するため、停電時でも運用できる蓄電池の整備・更新に取り組みます。

2 町民等への情報伝達体制の強化【再掲】4-1、4-3（住民生活課・総合政策課）

緊急性の高い災害情報を町民に伝達するため、引き続き防災行政無線や災害情報共有システム（Lアラート）等の活用を図るとともに、防災行政無線と連携したエリアメールや登録制メール、町LINEによる情報伝達を図ります。

また、経年劣化等による不具合に随時対応していくとともに、計画的な整備・更新を進め、特に南郷地域における防災行政無線設備が電波法改正による新スプリアス規格に対応していないことから、屋外拡声子局や戸別受信機などの設備更新を図ります。

4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

4-3 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

脆弱性評価

1 町民等への情報伝達体制の強化【再掲】4-1、4-2

本町では、緊急性の高い災害情報の町民への伝達を、防災行政無線や災害情報共有システム（Ｌアラート）によるテレビ、ラジオ等各メディアへの配信、町ホームページのほか、災害の程度に応じて広報車などで行っています。

また、防災行政無線については、各地区への屋外拡声子局の設置や、希望する町民への戸別受信機の貸与など、情報伝達手段の確保に努めていますが、今後、経年劣化等による不具合のおそれもあることから、計画的な整備・更新に努めていく必要があります。

2 避難行動要支援者対策の推進【8-3】

避難行動要支援者登録制度は、災害が発生、または災害が発生する恐れがある場合に、自ら避難することが困難な方で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要する方（要支援者：高齢者や障がい者等）について、避難支援、安否確認等の措置を実施するための制度です。要支援者の所在を明らかにするために、避難行動要支援者名簿（南会津町緊急時・災害時要援護者登録票）を作成し、要支援者本人の同意を得た上で、平常時から避難支援等を行う関係団体（消防本部、警察署、民生委員児童委員等）へ情報を提供・共有することとしています。

しかし、要支援者の新規登録や異動などの情報の反映や、関係機関等への情報提供が随時行っていないこと、実際の災害時における支援体制の構築など、引き続き取組を推進する必要があります。

3 福祉避難所の充実・確保【再掲】2-4、2-6

福祉避難所は、災害発生時において、障がいや高齢等のため、一般の避難所での生活が難しく、特別な配慮を必要とする方を受け入れ、安心して生活ができるよう支援を行うために開設する避難所です。

本町では6施設を福祉避難所として指定していますが、災害発生時における福祉避難所開設の手順や避難所運営方法などが整備されていないことから、施設の管理者との十分な協議を行い、円滑な避難所運営ができるよう推進していく必要があります。

推進方針

1 町民等への情報伝達体制の強化【再掲】4-1、4-2（住民生活課・総合政策課）

緊急性の高い災害情報を町民に伝達するため、引き続き防災行政無線や災害情報共有システム（Lアラート）等の活用を図るとともに、防災行政無線と連携したエリアメールや登録制メール、町LINEによる情報伝達を図ります。

また、経年劣化等による不具合に随時対応していくとともに、計画的な整備・更新を進め、特に南郷地域における防災行政無線設備が電波法改正による新スプリアス規格に対応していないことから、屋外拡声子局や戸別受信機などの設備更新を図ります。

2 避難行動要支援者対策の推進【8-3】（健康福祉課・住民生活課）

災害時に速やかに要支援者への避難支援等を行うために、平常時から「避難行動要支援者名簿（南会津町緊急時・災害時要援護者登録票）」の作成及び定期的な更新、関係者への情報提供・共有などを推進していきます。

また、要支援者への情報伝達や避難行動の支援のため、関係機関及び地域と連携した共助の体制づくりを推進していきます。

3 福祉避難所の充実・確保【再掲】2-4、2-6（健康福祉課・住民生活課）

福祉避難所として指定した施設管理者と十分に協議し、災害発生時における福祉避難所の開設手順や避難所運営方法などを整備していきます。

また、さらなる福祉避難所の指定を図るため、他の福祉施設との協議を行います。

4-3 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

脆弱性評価

4 訓練実施等による防災関係機関との連携体制及び災害対応力の強化【再掲】2-3、3-1

町や警察、消防、自衛隊などの防災関係機関や町消防団、自主防災組織等が相互の連携及び災害対応力を強化するとともに、地域住民の防災意識の高揚と地域防災力の向上を図るため、各地域持ち回りで防災訓練を実施し、情報伝達訓練や災害対策本部設置運営訓練、避難所開設訓練等に取り組んでいます。

5 在留外国人に対する多言語による情報提供

在留外国人は、言語面の障壁から災害時においての要配慮者となる可能性があります。現状においては、関係機関との緊密な連携による支援体制が不十分です。

6 自助・共助の取組促進【再掲】2-1、8-3

地域防災力を高め、災害による被害を軽減するためには、防災に関わる機関による「公助」の取組とともに、一人一人が自分の身を守る「自助」、地域の協力・助け合いによる「共助」の取組を促進し、連携を強めることが重要です。

本町では、災害時に取るべき避難行動の広報や防災ハザードマップの配付、各地区に助成している集落応援交付金事業による自主防災への取組など、地域における防災意識の高揚に努めています。

7 自主防災組織の強化【8-3】

自主防災組織は、地域住民が「自らの命と地域は自分たちで守る」という意識の下、各地区単位で結成された防災組織であり、自主防災組織が積極的に防災活動に取り組むことにより、自主防災組織の機能が強化されるとともに、地域住民の防災意識の高揚が期待されており、本町においても、集落応援交付金事業を活用し、各地区単位で自主防災組織が結成されています。

8 防災教育の推進

災害発生時に、迅速な初動対応により被害を最小限にとどめるため、学校防災計画などを策定し、防災教育の推進と、年間教育計画に基づいた避難訓練や救急救命講習などの定期的な防災訓練を実施しています。

推進方針

4 訓練実施等による防災関係機関との連携体制及び災害対応力の強化【再掲】 2-3、3-1

(住民生活課)

大規模災害が発生した場合であっても、迅速かつ的確な災害対応を実現するため、実施した訓練を総括し、災害対応における課題等を把握し、必要な見直しを積み重ねていくことにより、関係機関の連携体制及び災害対応力の強化を図ります。

5 在留外国人に対する多言語による情報提供（総合政策課）

在留外国人に対して、関係機関との連携による支援体制の整備や、県（国際交流協会）等が作成した多言語生活情報の活用など、大規模災害が発生した場合においても外国語による正確な情報提供や相談対応を行える体制を確保し、在留外国人の災害への不安解消に努めます。

6 自助・共助の取組促進【再掲】 2-1、8-3（住民生活課）

「自助」「共助」の取組を促進するために、防災ハザードマップを活用した防災出前講座を実施し、地区ごとに災害時における避難行動のあり方などをまとめた地区防災計画の策定を推進していきます。

引き続き、様々な事業を通じて、町民の自助・共助に関する理解を深め、家庭における非常用品の備蓄や地域の防災行事への参加など、自助・共助の取組を促進します。

7 自主防災組織の強化【8-3】（住民生活課）

自主防災組織による日常の防災活動の活性化を図るため、自主防災組織が設立されていない地区への支援に取り組むとともに、各種情報提供や自主防災組織の活動を促進する取組を実施し、自主防災組織の機能強化と地域防災力の向上を図ります。

8 防災教育の推進（学校教育課）

今後も、防災意識の向上のため、継続的な防災教育の推進と防災訓練を実施するとともに、学校災害対応（火災・地震・風水害）マニュアル及び危険等発生時対処要領の適宜見直しを進めます。

5 経済活動を機能不全に陥らせない

5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下、経済活動の停滞

脆弱性評価

1 地域高規格道路等の整備【5-2、6-3】

災害発生時において、救援・救助に係る人員・物資等の円滑な輸送を確保することが重要であり、地域間の連携強化に向けた高速交通体系等の整備を進めるため、県の「ふくしまの未来を拓く県土づくりプラン」を基本施策とし、地域高規格道路の整備を求めていく必要があります。

2 緊急輸送路の防災・減災対策【再掲】2-1、2-2、5-2、6-3

災害時には、応急対策活動の実施に必要な物資、資機材、要員等の輸送を行うため、町地域防災計画に位置付けられた緊急輸送道路等の通行を確保する必要があることから、平時より代替路線等とのネットワークを含め、整備事業を進めていく必要があります。

3 迂回路となり得る町管理道路（町道・農道・林道）の整備【再掲】2-1、2-2、5-2、6-3

町が管理する道路は、大規模災害の発生時において、基幹交通の寸断に伴う輸送機能の停止や孤立集落の発生を回避するための代替輸送路・迂回路としての役割が期待できることから、防災・減災の観点からも重要な道路について計画的に整備していく必要があります。

4 橋梁施設の長寿命化【再掲】1-1、6-3

高度経済成長期以降に集中的に整備されて老朽化した橋梁について、予防保全を取り入れた長寿命化対策に取り組んでいます。今後も引き続き、橋梁補修等、長期的な維持管理費用の縮減と安全性の確保に向けた橋梁の長寿命化対策を進めていく必要があります。

推進方針

1 地域高規格道路等の整備【5-2、6-3】（建設課）

地域間の連携強化に向けた高速交通体系等の整備により、災害発生時においても救援・救助に係る人員・物資等の円滑な輸送を確保するため、地域高規格道路である会津縦貫南道路及び栃木西部・会津南道路の早期整備を要望していきます。

2 緊急輸送路の防災・減災対策【再掲】2-1、2-2、5-2、6-3（建設課）

平時より緊急輸送道路等の適切な維持管理に努め、代替路線等とのネットワークについて、関係機関と連携しながら整備を進めていきます。

災害時においても緊急輸送道路等の安全な通行を確保するため、道路橋梁の長寿命化を推進します。

3 迂回路となり得る町管理道路（町道・農道・林道）の整備【再掲】2-1、2-2、5-2、6-3

（建設課・農林課）

町が管理する道路は、大規模災害の発生時において、基幹交通の寸断に伴う輸送機能の停止や孤立集落の発生を回避するための代替輸送路・迂回路としての役割が期待できることから、防災・減災の観点からも重要な道路について計画的な整備を推進していきます。

4 橋梁施設の長寿命化【再掲】1-1、6-3（建設課）

高度経済成長期以降に集中的に整備されて老朽化した橋梁について、予防保全を取り入れた長寿命化対策を進め、長期的な維持管理費用の縮減と安全性の確保を図ります。

5 経済活動を機能不全に陥らせない

5-2 食料等の安定供給の停滞

脆弱性評価

1 地域高規格道路等の整備【再掲】5-1、6-3

災害発生時において、救援・救助に係る人員・物資等の円滑な輸送を確保することが重要であり、地域間の連携強化に向けた高速交通体系等の整備を進めるため、県の「ふくしまの未来を拓く県土づくりプラン」を基本施策とし、地域高規格道路の整備を求めていく必要があります。

2 緊急輸送路の防災・減災対策【再掲】2-1、2-2、5-1、6-3

災害時には、応急対策活動の実施に必要な物資、資機材、要員等の輸送を行うため、町地域防災計画に位置付けられた緊急輸送道路等の通行を確保する必要があることから、平時より代替路線等とのネットワークを含め、整備事業を進めていく必要があります。

3 迂回路となり得る町管理道路（町道・農道・林道）の整備【再掲】2-1、2-2、5-1、6-3

町が管理する道路は、大規模災害の発生時において、基幹交通の寸断に伴う輸送機能の停止や孤立集落の発生を回避するための代替輸送路・迂回路としての役割が期待できることから、防災・減災の観点からも重要な道路について計画的に整備していく必要があります。

4 食料生産基盤の整備【7-3】

食料生産基盤である農地は、食料を生産・供給することをはじめ、雨水を一時的に貯留する働きや、集落等の地域排水を含め安全に流下させる働きなどの多面的機能を有しており、耕作放棄による農地の荒廃は、自然災害時の被害拡大のリスクを増加させることから、ほ場の区画整理による食糧生産基盤の整備促進が求められます。安定的かつ効率的な営農の推進に向けて、引き続き食料生産基盤の整備に取り組む必要があります。

推進方針

1 地域高規格道路等の整備【再掲】5-1、6-3（建設課）

地域間の連携強化に向けた高速交通体系等の整備により、災害発生時においても救援・救助に係る人員・物資等の円滑な輸送を確保するため、地域高規格道路である会津縦貫南道路及び栃木西部・会津南道路の早期整備を要望していきます。

2 緊急輸送路の防災・減災対策【再掲】2-1、2-2、5-1、6-3（建設課）

平時より緊急輸送道路等の適切な維持管理に努め、代替路線等とのネットワークについて、関係機関と連携しながら整備を進めていきます。

災害時においても緊急輸送道路等の安全な通行を確保するため、道路橋梁の長寿命化を推進します。

3 迂回路となり得る町管理道路（町道・農道・林道）の整備【再掲】2-1、2-2、5-1、6-3

（建設課・農林課）

町が管理する道路は、大規模災害の発生時において、基幹交通の寸断に伴う輸送機能の停止や孤立集落の発生を回避するための代替輸送路・迂回路としての役割が期待できることから、防災・減災の観点からも重要な道路について計画的な整備を推進していきます。

4 食料生産基盤の整備【7-3】（農林課）

食料生産基盤である農地は、食料を生産・供給することをはじめ、雨水を一時的に貯留する働きや、集落等の地域排水を含め安全に流下させる働きなどの多面的機能を有しており、耕作放棄による農地の荒廃は、自然災害時の被害拡大のリスクを増加させることから、ほ場の区画整理による食料生産基盤の整備を促進し、安定的かつ効率的な営農を推進します。

5 農業水利施設の適正な保全管理〔7-1、7-3〕

町内には多くの農業水利施設が存在しており、これら施設の多くは既に標準耐用年数を経過し、老朽化等による機能低下が進んでいます。また、地域農業を支える農家の減少、高齢化、集落維持機能の低下といった施設管理体制に弱体化の傾向があり、農業水利施設の維持管理が課題となっています。災害の発生に備え、農業水利施設等の多面的機能が十分に発揮されるよう、各施設管理者による適正な施設診断の実施や施設管理体制の強化を進め、防災・減災に配慮した適正な維持管理の取組により、安全安心な農山村づくりを進めていく必要があります。

推進方針

5 農業水利施設の適正な保全管理〔7-1、7-3〕（農林課）

災害の発生に備え、農業水利施設等の多面的機能が十分に発揮されるよう、各施設管理者による適正な施設診断の実施や施設管理体制の強化を進め、防災・減災に配慮した適正な維持管理に取り組み、安全安心な農山村づくりを促進します。

5 経済活動を機能不全に陥らせない

5-3 異常渇水等により用水の供給の途絶

脆弱性評価

1 渇水時における情報共有体制の確保

町内の渇水状況を把握し、渇水の段階に応じた関係者による情報共有及び節水の呼び掛け等の広報を行う体制を整備する必要があります。また、渇水が発生した場合、迅速かつ的確な初動対応を実現できるよう、日頃から渇水に関する基礎的情報の収集と渇水対策関係者による広報共有体制の確立に向けて取り組んでいく必要があります。

2 農業用水の渇水対策

異常渇水の発生時または発生するおそれがある場合においても、渇水時対策資料（非常配備体制表、用水系統図等）の準備・提供や農業用水の計画的な配水・節水などの対策を適切に実施するため、関係機関との情報共有や連携対応に係る体制の強化を図り、農業用水の渇水対策の充実にに向けて取り組んでいく必要があります。

推進方針

1 渇水時における情報共有体制の確保（住民生活課）

異常渇水の発生時においても、町内の渇水状況を迅速に把握し、的確な所蔵対応を実現できるよう、渇水に関する基礎的情報の収集と渇水対策関係者による情報共有体制の強化に向けた取組を促進します。

2 農業用水の渇水対策（農林課）

異常渇水の発生時または発生するおそれがある場合においても、渇水時対策資料（非常配備体制表、用水系統図等）の準備・提供や農業用水の計画的な配水・節水などの対策を適切に実施するため、関係機関との情報共有や連携対応に係る体制の強化を図り、農業用水の渇水対策の充実に向けた取組を推進します。

6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

6-1 電気・石油・ガス等のエネルギー供給機能の停止

脆弱性評価

1 電力事業者等との連携強化【再掲】2-1、3-1

大規模自然災害等に伴う停電が発生した場合であっても、速やかに防災拠点施設や避難所等において必要となる電力を確保するため、防災訓練における電力供給訓練の実施や災害時の協力に関する協定の締結など、電力事業者等との連携強化を図り、災害時における電力供給の確保に向けて停電対策の充実に取り組んでいます。

2 緊急車両等に供給する燃料の確保【再掲】2-4、3-1

大規模自然災害等の発生時において、緊急車両や施設等で必要となる燃料の供給を確保するため、関係団体と燃料等の供給に関する災害時応援協定の締結が必要です。

3 再生可能エネルギーの導入拡大

大規模災害発生時においても、生活・経済活動に必要なエネルギーを確保するため、再生可能エネルギーをはじめとした自家消費型の電力創出・供給システムの導入を促進し、エネルギー供給源の多様化を図っていく必要があります。

推進方針

1 電力事業者等との連携強化【再掲】2-1、3-1（住民生活課）

大規模自然災害等に伴う停電が発生した場合であっても、速やかに防災拠点施設や避難所等において必要となる電力を確保するため、引き続き、防災訓練における電力供給訓練の実施など電力事業者等との連携強化を図り、災害時における停電対策の充実を推進します。

2 緊急車両等に供給する燃料の確保【再掲】2-4、3-1（総務課）

大規模自然災害等の発生時において、緊急車両や施設等で必要となる燃料の供給を確保するため、関係団体と燃料等の供給に関する災害時応援協定の締結を検討します。

3 再生可能エネルギーの導入拡大（環境水道課）

町民の住宅用太陽光発電蓄電システムの設置に対して補助を行い、再生可能エネルギーの普及を推進します。

また、避難所や防災拠点となる公共施設において、災害時に自立的なエネルギーとして使えるようにするため、太陽光発電などによる蓄電システムの導入を促進します。

6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

6-2 上下水道等の長期間にわたる機能停止

脆弱性評価

1 上水道施設の防災・減災対策【再掲】2-1

高度経済成長期以降に整備された水道施設の大規模な更新ピークを迎え、また、大規模自然災害発生時においても、水道による給水機能を確保するため、水道施設の改築・更新を行うとともに、中長期的財政収支に基づき施設の更新等を計画的に実行するためのアセットマネジメント（資産管理）に取り組んでいます。

今後は、水道施設のライフサイクル全体にわたって効率的かつ効果的に水道施設を管理運営するための計画づくりが必要です。

2 下水道業務継続計画（BCP）の策定・推進【再掲】2-5

東日本大震災と同程度の大地震を想定し、下水道施設が被災した場合であっても、速やかにかつ高いレベルで下水道が果たすべき機能を維持・回復することを目的として、事前対策や非常時対応について定めた「南会津町下水道業務継続計画（BCP）」を策定し、情報伝達訓練等に参加しています。

災害発生時の対応手順の定着と確実な実行のため、今後も下水道BCPに基づく訓練への参加や計画見直しによる対応従事者のレベルアップを図っていく必要があります。

3 下水道施設の維持管理【再掲】2-5

大規模な災害の発生によって、下水道施設の機能が失われた場合、疫病や感染症等がまん延するリスクがあることから、下水道施設の適切な維持管理が求められます。

町では、限られた人員・予算の中で、効果的に施設管理を行うための区分の設定、点検・調査頻度、改築判断基準等を定めた「南会津町下水道ストックマネジメント計画」を策定しており、下水道施設を一体的に捉えた長寿命化対策、及びライフスタイルコストの低減を推進するため、定期的な計画見直しによる精度向上を図り、下水道施設の持続的な機能確保に取り組んでいく必要があります。

推進方針

1 上水道施設の防災・減災対策【再掲】2-1（環境水道課）

水道施設の日常的な運転管理から、施設の状態を把握するとともに、定期的な点検により老朽化対策や劣化の進行等を確認していきます。

また、水道施設の改築・更新を行うとともに、中長期的財政収支に基づき施設の更新を計画的に実行するためのアセットマネジメント（資産管理）及び経営戦略を推進し、安心・安定かつ持続可能な水道供給を図ります。

2 下水道業務継続計画（BCP）の策定・推進【再掲】2-5（環境水道課）

東日本大震災と同程度の大地震を想定し、下水道施設が被災した場合であっても、速やかにかつ高いレベルで下水道が果たすべき機能を維持・回復するため、「南会津町下水道業務継続計画（BCP）」に基づく訓練や計画見直し等により、災害発生時の対応手順の定着と確実な実行に向けた取組を推進します。

3 下水道施設の維持管理【再掲】2-5（環境水道課）

大規模な災害の発生によって、下水道施設の機能が失われた場合、疫病や感染症等がまん延するリスクがあることから、「南会津町下水道ストックマネジメント計画」に基づき、下水道施設を一体的に捉えた長寿命化対策及びライフサイクルコストの低減を推進し、下水道施設の持続的な機能確保を図ります。

6-2 上下水道等の長期間にわたる機能停止

脆弱性評価

4 合併処理浄化槽への転換促進【再掲】2-5

し尿のみを処理する単独処理浄化槽については、平成12年の浄化槽法改正により新たに設置することは原則禁止となり、合併処理浄化槽への転換を推進してきましたが、あまり進んでいない状況にあります。また、くみ取り便槽も多く存在し、生活環境の悪化が懸念されます。

生活環境の改善や公衆衛生の向上を図り、浄化槽の災害耐性を強化するためには、合併処理浄化槽設置整備事業による補助を継続して行い、老朽化した単独処理浄化槽及びくみ取り便槽から合併処理浄化槽への転換を促進していく必要があります。

5 農業集落排水施設の整備等

農村生活環境の改善、農業用排水の水質保全・機能維持を図り、併せて公共用水域の水質保全に寄与するため、農業集落排水処理施設の統廃合や老朽化した施設の改築・更新が求められていることから、適時適切な事業実施に向けて施設の長寿命化を計画的に進めていく必要があります。

推進方針

4 合併処理浄化槽への転換促進【再掲】2-5（環境水道課）

単独処理浄化槽やくみ取り便槽が多く存在し、老朽化が進んでいることから、生活環境の改善や公衆衛生の向上を図り、浄化槽の災害耐性を強化するため、単独処理浄化槽及びくみ取り便槽から合併処理浄化槽への転換を促進します。

5 農業集落排水施設の整備等（環境水道課）

農業集落排水処理施設の統廃合及び老朽化した施設の改築・更新を推進し、適時適切な施設の修繕・更新などに取り組み、農村生活環境の改善、農業用排水の水質保全・機能維持及び公共用水域の水質保全を促進します。

6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

6-3 地域交通ネットワークが分断する事態

脆弱性評価

1 地域高規格道路等の整備【再掲】5-1、5-2

災害発生時において、救援・救助に係る人員・物資等の円滑な輸送を確保することが重要であり、地域間の連携強化に向けた高速交通体系等の整備を進めるため、県の「ふくしまの未来を拓く県土づくりプラン」を基本施策とし、地域高規格道路の整備を求めていく必要があります。

2 緊急輸送路の防災・減災対策【再掲】2-1、2-2、5-1、5-2

災害時には、応急対策活動の実施に必要な物資、資機材、要員等の輸送を行うため、町地域防災計画に位置付けられた緊急輸送道路等の通行を確保する必要があることから、平時より代替路線等とのネットワークを含め、整備事業を進めていく必要があります。

3 迂回路となり得る町管理道路（町道・農道・林道）の整備【再掲】2-1、2-2、5-1、5-2

町が管理する道路は、大規模災害の発生時において、基幹交通の寸断に伴う輸送機能の停止や孤立集落の発生を回避するための代替輸送路・迂回路としての役割が期待できることから、防災・減災の観点からも重要な道路について計画的に整備していく必要があります。

4 橋梁施設の長寿命化【再掲】1-1、5-1

高度経済成長期以降に集中的に整備されて老朽化した橋梁について、予防保全を取り入れた長寿命化対策に取り組んでいます。今後も引き続き、橋梁補修等、長期的な維持管理費用の縮減と安全性の確保に向けた橋梁の長寿命化対策を進めていく必要があります。

5 治山・砂防・地すべり防止施設等の整備等【再掲】1-3、2-2、7-1、7-3

町内には、県が管理する治山・砂防・地すべり防止施設等が数多く整備されています。これらの施設は、老朽化や経年劣化による機能低下が懸念されることから、県と連携し適切な維持管理を図っていく必要があります。

推進方針

1 地域高規格道路等の整備【再掲】5-1、5-2（建設課）

地域間の連携強化に向けた高速交通体系等の整備により、災害発生時においても救援・救助に係る人員・物資等の円滑な輸送を確保するため、地域高規格道路である会津縦貫南道路及び栃木西部・会津南道路の早期整備を要望していきます。

2 緊急輸送路の防災・減災対策【再掲】2-1、2-2、5-1、5-2（建設課）

平時より緊急輸送道路等の適切な維持管理に努め、代替路線等とのネットワークについて、関係機関と連携しながら整備を進めていきます。

災害時においても緊急輸送道路等の安全な通行を確保するため、道路橋梁の長寿命化を推進します。

3 迂回路となり得る町管理道路（町道・農道・林道）の整備【再掲】2-1、2-2、5-1、5-2 （建設課・農林課）

町が管理する道路は、大規模災害の発生時において、基幹交通の寸断に伴う輸送機能の停止や孤立集落の発生を回避するための代替輸送路・迂回路としての役割が期待できることから、防災・減災の観点からも重要な道路について計画的な整備を推進していきます。

4 橋梁施設の長寿命化【再掲】1-1、5-1（建設課）

高度経済成長期以降に集中的に整備されて老朽化した橋梁について、予防保全を取り入れた長寿命化対策を進め、長期的な維持管理費用の縮減と安全性の確保を図ります。

5 治山・砂防・地すべり防止施設等の整備等【再掲】1-3、2-2、7-1、7-3（建設課・農林課）

既存の施設において、老朽化や経年劣化による機能低下が懸念されることから、適切な維持管理に向け、県と連携・協力していきます。

6-3 地域交通ネットワークが分断する事態

脆弱性評価

- 6 ソフト・ハードが一体となった総合的な土砂災害防止対策の整備【再掲】1-3、2-2、7-1
土砂災害から町民の生命と財産を守るため、土砂災害防止等施設の整備をハード対策として県に要望するとともに、土砂災害防止法に基づき県が実施する基礎調査結果の住民説明会へ参加・協力し、土砂災害警戒区域等の指定推進を図っています。
また、土砂災害警戒区域などを示した防災ハザードマップを令和2年度に作成し、町民に周知するとともに、災害時の行動について住民の理解向上を図っていく必要があります。
- 7 道路の防風雪施設の整備【再掲】1-4
本町は、全域が豪雪地帯対策特別措置法に基づく豪雪地帯及び特別豪雪地帯であり、経済活動や日常生活を支える上で、安全な冬期交通の確保が課題となっています。
冬期交通における安全性の向上を図るため、引き続き防風雪施設の整備等を進めるとともに、より効率的かつ信頼性の高い安全対策に取り組んでいく必要があります。
- 8 道路の除雪体制等の確保【再掲】1-4
過疎化・高齢化の進行に伴い、除排雪の担い手不足が問題化しており、適時適切な道路除雪等が可能となる体制の確保に取り組んでいます。暴風雪や豪雪の異常気象発生時においても安全で円滑な道路環境を整備するため、除雪体制等の充実・確保に引き続き取り組んでいく必要があります。
- 9 河川管理施設の整備等【再掲】1-2、7-1
台風や集中豪雨などの治水対策として、河川改修等を実施するとともに、大規模自然災害が発生したとしても迅速かつ的確な初動対応を実現できるよう河川管理施設の適正管理に取り組んでいます。水門・樋門等の河川管理施設については、老朽化しているものも多く、計画的な補修・更新を行い、河川管理施設の正常な状態を確保する必要があります。
- 10 地域公共交通の確保【8-3】
鉄道・路線バス・タクシー等の地域公共交通は、日常の通勤や通学、通院、買い物等の移動手段であるとともに、災害時の救援に係る物資等輸送や住民避難の輸送手段として重要であり、地域間の交流と地域コミュニティを支える生活基盤であることから、地域公共交通の維持・確保のための取組を推進していく必要があります。

推進方針

6 ソフト・ハードが一体となった総合的な土砂災害防止対策の整備【再掲】1-3、2-2、7-1

(建設課・住民生活課)

土砂災害から町民の生命と財産を守るため、土砂災害防止等施設の整備をハード対策として県に要望するとともに、土砂災害防止法に基づき県が実施する基礎調査結果の住民説明会へ参加・協力し、土砂災害警戒区域等の指定推進を図ります。

また、配付した防災ハザードマップ等を活用し、災害発生時の住民の主体的な避難行動を促進するため、地区防災計画の作成を推進します。

7 道路の防風雪施設の整備【再掲】1-4 (建設課)

冬期交通における安全性の向上を図るため、防風雪施設の整備等を推進するとともに、より効率的かつ信頼性の高い安全対策を検討します。また、雪崩や地吹雪等の危険箇所について、防風雪施設を計画的に整備し、冬期間における道路交通対策の推進を図ります。

8 道路の除雪体制等の確保【再掲】1-4 (建設課・健康福祉課)

暴風雪や豪雪の異常気象発生時においても安全で円滑な道路環境を確保するため、適時適切な道路除雪に取り組むとともに、担い手となる除雪オペレーターの育成、除雪機械の計画的な更新を図ります。また、除雪ネットワーク事業の充実により、地域で支え合う除雪体制の強化を図ります。

9 河川管理施設の整備等【再掲】1-2、7-1 (建設課)

台風や集中豪雨などの治水対策として、河川改修等に取り組むとともに、水門・樋門等の河川管理施設について、計画的な補修・更新を行い、大規模災害が発生したとしても迅速かつ的確な初動対応を実現できるよう、河川管理施設の正常な状態を確保します。

10 地域公共交通の確保【8-3】(総合政策課)

地域の実情に応じた持続可能な公共交通網の形成に引き続き取り組みます。

また、災害時における公共交通手段を維持・確保するため、交通事業者との情報共有、連携強化を図ります。

7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

7-1 ため池、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生

脆弱性評価

1 農業水利施設の適正な保安全管理【再掲】5-2、7-3

町内には多くの農業水利施設が存在しており、これら施設の多くは既に標準耐用年数を経過し、老朽化等による機能低下が進んでいます。また、地域農業を支える農家の減少、高齢化、集落維持機能の低下といった施設管理体制に弱体化の傾向があり、農業水利施設の維持管理が課題となっています。災害の発生に備え、農業水利施設等の多面的機能が十分に発揮されるよう、各施設管理者による適正な施設診断の実施や施設管理体制の強化を進め、防災・減災に配慮した適正な維持管理の取組により、安全安心な農山村づくりを進めていく必要があります。

2 農業用ため池ハザードマップの作成・活用

本町には農業用ため池が3箇所あり、老朽化や豪雨等により決壊のおそれのある農業用ため池について、ハザードマップによる情報提供や必要な改修が求められています。

町では、田沢池についてハザードマップを作成し、ホームページ等により周知を行っています。

3 河川管理施設の整備等【再掲】1-2、6-3

台風や集中豪雨などの治水対策として、河川改修等を実施するとともに、大規模自然災害が発生したとしても迅速かつ的確な初動対応を実現できるよう河川管理施設の適正管理に取り組んでいます。水門・樋門等の河川管理施設については、老朽化しているものも多く、計画的な補修・更新を行い、河川管理施設の正常な状態を確保する必要があります。

4 ソフト・ハードが一体となった総合的な土砂災害防止対策の整備【再掲】1-3、2-2、6-3

土砂災害から町民の生命と財産を守るため、土砂災害防止等施設の整備をハード対策として県に要望するとともに、土砂災害防止法に基づき県が実施する基礎調査結果の住民説明会へ参加・協力し、土砂災害警戒区域等の指定推進を図っています。

また、土砂災害警戒区域などを示した防災ハザードマップを令和2年度に作成し、町民に周知するとともに、災害時の行動について住民の理解向上を図っていく必要があります。

推進方針

1 農業水利施設の適正な保全管理【再掲】5-2、7-3（農林課）

災害の発生に備え、農業水利施設等の多面的機能が十分に発揮されるよう、各施設管理者による適正な施設診断の実施や施設管理体制の強化を進め、防災・減災に配慮した適正な維持管理に取り組み、安全安心な農山村づくりを促進します。

2 農業用ため池ハザードマップの作成・活用（農林課）

老朽化や豪雨等により決壊のおそれのある農業用ため池の改修を推進するとともに、ハザードマップによる周知と防災意識の啓発を行い、農業用ため池の防災・減災対策の推進を図ります。

3 河川管理施設の整備等【再掲】1-2、6-3（建設課）

台風や集中豪雨などの治水対策として、河川改修等に取り組むとともに、水門・樋門等の河川管理施設について、計画的な補修・更新を行い、大規模災害が発生したとしても迅速かつ的確な初動対応を実現できるよう、河川管理施設の正常な状態を確保します。

4 ソフト・ハードが一体となった総合的な土砂災害防止対策の整備【再掲】1-3、2-2、6-3

（建設課・住民生活課）

土砂災害から町民の生命と財産を守るため、土砂災害防止等施設の整備をハード対策として県に要望するとともに、土砂災害防止法に基づき県が実施する基礎調査結果の住民説明会へ参加・協力し、土砂災害警戒区域等の指定推進を図ります。

また、配付した防災ハザードマップ等を活用し、災害発生時の住民の主体的な避難行動を促進するため、地区防災計画の作成を推進します。

7-1 ため池、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生

脆弱性評価

5 治山・砂防・地すべり防止施設等の整備等【再掲】1-3、2-2、6-3、7-3

町内には、県が管理する治山・砂防・地すべり防止施設等が数多く整備されています。これらの施設は、老朽化や経年劣化による機能低下が懸念されることから、県と連携し適切な維持管理を図っていく必要があります。

推進方針

- 5 治山・砂防・地すべり防止施設等の整備等【再掲】1-3、2-2、6-3、7-3（建設課・農林課）
既存の施設において、老朽化や経年劣化による機能低下が懸念されることから、適切な維持管理に向け、県と連携・協力していきます。

7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

7-2 有害物質の大規模拡散・流出

脆弱性評価

1 有害物質の拡散・流出防止対策の推進

北陸地方整備局や阿賀野川水系流域市町村等で構成される「阿賀野川水系水質汚濁対策連絡協議会」に参加し、有害物質の大規模拡散の事態には迅速な情報伝達に努めています。

2 アスベスト使用被災建築物の適切な管理

災害発生時において、アスベスト使用建築物が損壊・破損することに伴い、アスベストが飛散・ばく露するおそれがあるため、平常時から関係部局との連携の下、アスベスト使用建築物の所在情報を把握するとともに、災害時において迅速かつ的確な応急対策を行うための準備を進めておく必要があります。

推進方針

1 有害物質の拡散・流出防止対策の推進（環境水道課）

有害物質の大規模拡散防止対策については、住民の健康への配慮や安全の確保、衛生や環境面での安全・安心のための情報を迅速かつ正確に伝達することが必要であることから、国、県、関係町村と連携を図っていきます。

2 アスベスト使用被災建築物の適切な管理（環境水道課）

災害発生時において、アスベスト使用建築物が損壊・破損することに伴い、アスベストが飛散・ばく露するおそれがあることから、平常時から関係部局との連携の下、アスベスト使用建築物の所在情報を把握するとともに、災害時において迅速かつ的確な応急対策を行うための体制整備を進めていきます。

7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

7-3 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

脆弱性評価

1 食料生産基盤の整備【再掲】5-2

食料生産基盤である農地は、食料を生産・供給することをはじめ、雨水を一時的に貯留する働きや、集落等の地域排水を含め安全に流下させる働きなどの多面的機能を有しており、耕作放棄による農地の荒廃は、自然災害時の被害拡大のリスクを増加させることから、ほ場の区画整理による食糧生産基盤の整備促進が求められます。安定的かつ効率的な営農の推進に向けて、引き続き食料生産基盤の整備に取り組む必要があります。

2 治山・砂防・地すべり防止施設等の整備等【再掲】1-3、2-2、6-3、7-1

町内には、県が管理する治山・砂防・地すべり防止施設等が数多く整備されています。これらの施設は、老朽化や経年劣化による機能低下が懸念されることから、県と連携し適切な維持管理を図っていく必要があります。

3 災害に強い森林の整備

林業従事者の高齢化や生活様式の変化により、森林整備や林業生産活動が停滞し、水源かん養や山地災害防止機能等の森林が有する公益的機能の低下が懸念されている状況にあります。森林整備を継続的に実施し、多面的機能を高度に発揮できる森林整備を推進する林道や路網等の整備により、災害に強い森林づくりを推進する必要があります。

4 農業水利施設の適正な保全管理【再掲】5-2、7-1

町内には多くの農業水利施設が存在しており、これら施設の多くは既に標準耐用年数を経過し、老朽化等による機能低下が進んでいます。また、地域農業を支える農家の減少、高齢化、集落維持機能の低下といった施設管理体制に弱体化の傾向があり、農業水利施設の維持管理が課題となっています。災害の発生に備え、農業水利施設等の多面的機能が十分に発揮されるよう、各施設管理者による適正な施設診断の実施や施設管理体制の強化を進め、防災・減災に配慮した適正な維持管理の取組により、安全安心な農山村づくりを進めていく必要があります。

推進方針

1 食料生産基盤の整備【再掲】5-2（農林課）

食料生産基盤である農地は、食料を生産・供給することをはじめ、雨水を一時的に貯留する働きや、集落等の地域排水を含め安全に流下させる働きなどの多面的機能を有しており、耕作放棄による農地の荒廃は、自然災害時の被害拡大のリスクを増加させることから、ほ場の区画整理による食料生産基盤の整備を促進し、安定的かつ効率的な営農を推進します。

2 治山・砂防・地すべり防止施設等の整備等【再掲】1-3、2-2、6-3、7-1（建設課・農林課）

既存の施設において、老朽化や経年劣化による機能低下が懸念されることから、適切な維持管理に向け、県と連携・協力していきます。

3 災害に強い森林の整備（農林課）

林業従事者の高齢化や生活様式の変化により、森林整備や林業生産活動が停滞し、水源かん養や山地災害防止機能等の森林が有する公益的機能の低下が懸念されている状況にあることから、継続的に森林整備を実施し、多面的機能を高度に発揮できる健全な森林整備を推進する林道や路網等の整備を図り、災害に強い森林づくりを推進していきます。

4 農業水利施設の適正な保全管理【再掲】5-2、7-1（農林課）

災害の発生に備え、農業水利施設等の多面的機能が十分に発揮されるよう、各施設管理者による適正な施設診断の実施や施設管理体制の強化を進め、防災・減災に配慮した適正な維持管理に取り組み、安全安心な農山村づくりを促進します。

7-3 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

脆弱性評価

5 鳥獣被害防止対策の充実・強化

近年、有害鳥獣の生息域が拡大傾向にある一方、対策にあたる人材が不足し、農作物等への被害が増加しています。鳥獣被害を一因とする耕作放棄地の発生や集落機能の低下、森林の荒廃等は、災害発生時における被害拡大のリスクを増加させる可能性もあることから、生息環境の管理、被害防除及び効果的な捕獲等を組み合わせた総合的な対策を推進するとともに、鳥獣被害防止対策を担う人材の育成に取り組み、関係機関が連携した鳥獣被害防止対策を強化していく必要があります。

6 農業・林業の担い手確保・育成

農業従事者の高齢化や農業経営体数の減少等による耕作放棄地の増加等の課題が懸念されています。自然災害の発生に備え、農地の多面的機能が十分に発揮されるよう、認定農業者や新規就農者の確保・育成や企業の農業参入を支援するとともに、農用地の利用集積や経営の規模拡大・効率化を促進し、経営基盤の強化を図ることによる営農再開や農業担い手の確保に取り組んでいく必要があります。

また、林業分野への新規就業者の確保や林業労働者の定着に取り組んでいるものの、林業所得の不安定さや技術習得の難しさを背景として、新たな林業担い手の確保・育成が進まず、林業労働者の減少と高齢化が課題となっています。森林林業を再生し、森林が有する多面的機能の高度発揮による災害に強い森林づくりを推進するため、林道や路網等の計画的な整備と林業担い手の確保・育成に取り組んでいく必要があります。

推進方針

5 鳥獣被害防止対策の充実・強化（農林課）

鳥獣被害を一因とする耕作放棄地の発生や集落機能の低下、森林の荒廃等は、災害発生時における被害拡大のリスクを増加させる可能性もあることから、生息環境の管理、被害防除及び効果的な捕獲等を組み合わせた総合的な対策を推進するとともに、鳥獣被害防止対策を担う人材の育成に取り組み、関係機関との連携協力による鳥獣被害防止対策の充実・強化を図ります。

6 農業・林業の担い手確保・育成（農林課）

農業従事者の高齢化や農業経営体数の減少等による農地等の荒廃に伴い災害時の被害が拡大する事態を回避するため、認定農業者や新規就農者の確保・育成や企業の農業参入を支援するとともに、農用地の利用集積や経営の規模拡大・効率化を促進し、経営基盤の強化を図ることによる営農再開や農業担い手の確保に取り組んでいきます。

また、森林林業を再生し、森林が有する多面的機能の高度発揮による災害に強い森林づくりを推進するため、林業担い手の確保・育成と林道や路網等の計画的な整備に取り組んでいきます。

8 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

脆弱性評価

1 災害廃棄物処理実行計画の策定・推進

被災地における応急対策や復旧・復興の円滑な実施に向け、災害により発生した廃棄物を迅速に処理するため、国が新たに策定した指針である「災害廃棄物対策指針」に基づく、「南会津町災害廃棄物処理実行計画」を現在策定中であり、今後は国、県及び関係団体等との連携を強化する取組等を進め、災害廃棄物処理体制の推進を図る必要があります。

2 災害廃棄物等の処理・収集運搬体制の充実・強化

大規模な地震や水害等の発生時には、通常どおりの廃棄物処理が困難となるとともに、大量の廃棄物が発生することが見込まれるため、災害廃棄物等の撤去、収集運搬、処理・処分について、関係団体との連携体制の整備が必要となります。

また、郡内の廃棄物処理施設だけでは処理が困難な量の災害廃棄物が発生することも想定されるため、広域的な処理体制の整備も必要となります。

推進方針

1 災害廃棄物処理実行計画の策定・推進（環境水道課）

被災地における応急対策や復旧・復興の円滑な実施に向け、災害により発生した廃棄物を迅速に処理するため、国の指針・県の計画と整合性を図りながら、「南会津町災害廃棄物処理実行計画」を策定し、国、県及び関係団体等との連携を強化する取組等を進め、災害廃棄物処理体制の推進を図ります。

2 災害廃棄物等の処理・収集運搬体制の充実・強化（環境水道課）

現在策定中の「南会津町災害廃棄物処理計画」に基づき、大量に発生する災害廃棄物の撤去・収集運搬、処理・処分について、関係団体との連携協力体制を構築し、災害廃棄物の処理体制を強化していきます。

8 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

8-2 復旧・復興を担う人材の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

脆弱性評価

1 受援体制の整備【再掲】3-1

大規模自然災害の発生時には、行政機関が自ら被災し、人・物・情報等の資源に制約を受けられる可能性があるとともに、膨大な災害応急対策業務の発生が見込まれることから、他の自治体等からの人的・物的支援を適切に受け入れ、迅速かつ的確な災害対応を行う体制を構築するため、受援の窓口や対象業務等を定める受援計画の策定や、受援体制の整備を推進していく必要があります。

2 大規模災害時における広域応援体制の充実・強化【再掲】2-1、2-3、3-1

大規模災害が発生し、本町単独では十分な応急措置等が実施できない場合に備えるため、東京都台東区や栃木県日光市、新潟県三条市、福島県西白河郡の4町村等と相互応援協定を締結し、人的・物的支援について、広域応援体制を構築しています。

3 災害時応援協定締結先との連携強化

災害発生時において、建設関係事業者等の応援協力による応急対策を迅速かつ効果的に行うため、関係団体と「災害時等における応急活動の協力に関する協定」を締結していますが、防災訓練等を通じ、関係事業者との一層の連携強化を図り、日頃から協定内容や初動対応等を確認する取組が必要です。

4 災害・復興ボランティア関係団体との連携強化

大規模自然災害等が発生した場合に、県内外のボランティアを円滑に受け入れ、ボランティア活動の適切な運用を行うため、災害時にボランティアセンターを設置・運営する町社会福祉協議会との連携を強化し、災害・復興ボランティアの受入体制の充実を図っていく必要があります。

5 罹災証明等に係る円滑な被災者支援

災害による住家の被災程度等の証明となる罹災証明書は、被災者が各種支援制度を活用し生活再建を進めていくうえで必要不可欠なものです。

被災者の生活再建が少しでも円滑に進むよう、住家の被害認定調査や罹災証明書の発行体制の強化を進める必要があります。

推進方針

1 受援体制の整備【再掲】3-1（住民生活課）

他の自治体等からの人的・物的支援を適切に受け入れ、迅速かつ確な災害対応を行う体制を構築するため、受援の窓口や対象業務等を定める受援計画について、町業務継続計画の見直しの際に盛り込み、受援体制の整備を推進していきます。

2 大規模災害時における広域応援体制の充実・強化【再掲】2-1、2-3、3-1（住民生活課）

大規模災害発生時においても、相互に応援要請・職員派遣の円滑な対応を行うため、各種会議や訓練等の実施を通じて各相互応援協定の体制強化を図るとともに、実効性を確保し、広域応援体制の充実・強化を図っていきます。

3 災害時応援協定締結先との連携強化（住民生活課）

災害発生時において、建設関係事業者等の応援協力による応急対策を迅速かつ効果的に行うため、防災訓練等を通じ、協定内容や初動対応等を確認するなど、協定を締結している関係機関との一層の連携強化を図ります。

4 災害・復興ボランティア関係団体との連携強化（健康福祉課）

防災訓練などで災害ボランティアセンターの設置訓練等を行うなど、町社会福祉協議会とのさらなる連携強化に努め、災害・復興ボランティアの受入体制の充実を図っていきます。

5 罹災証明等に係る円滑な被災者支援（税務課）

被災者が各種支援制度を活用し、生活再建を進めていくうえで必要不可欠なものである罹災証明書について、被災者の生活再建が少しでも円滑に進むよう、速やかな住家の被害認定調査の実施や罹災証明書の発行などの体制強化に取り組んでいきます。

8 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

8-3 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・喪失

脆弱性評価

1 地域コミュニティの再生・活性化

地域コミュニティは、災害時に地域の人々が互いに助け合う「共助」を担う基盤であり、また、地域に伝わる貴重な郷土文化等の伝承を担う役割もありますが、人口減少や少子高齢化の進行に伴い、地域によっては既に基本的な生活や集落機能の維持が困難になってきている現状もあります。

これら地域の課題に対し、各集落における生活を持続可能なものとするため、町では集落応援交付金事業や集落支援員、地域おこし協力隊の配置等を推進し、地域コミュニティの再掲・活性化に取り組んでいます。

2 地域公共交通の確保【再掲】6-3

鉄道・路線バス・タクシー等の地域公共交通は、日常の通勤や通学、通院、買い物等の移動手段であるとともに、災害時の救援に係る物資等輸送や住民避難の輸送手段として重要であり、地域間の交流と地域コミュニティを支える生活基盤であることから、地域公共交通の維持・確保のための取組を推進していく必要があります。

3 自助・共助の取組促進【再掲】2-1、4-3

地域防災力を高め、災害による被害を軽減するためには、防災に関わる機関による「公助」の取組とともに、一人一人が自分の身を守る「自助」、地域の協力・助け合いによる「共助」の取組を促進し、連携を強めることが重要です。

本町では、災害時に取るべき避難行動の広報や防災ハザードマップの配付、各地区に助成している集落応援交付金事業による自主防災への取組など、地域における防災意識の高揚に努めています。

4 自主防災組織の強化【再掲】4-3

自主防災組織は、地域住民が「自らの命と地域は自分たちで守る」という意識の下、各地区単位で結成された防災組織であり、自主防災組織が積極的に防災活動に取り組むことにより、自主防災組織の機能が強化されるとともに、地域住民の防災意識の高揚が期待されており、本町においても、集落応援交付金事業を活用し、各地区単位で自主防災組織が結成されています。

推進方針

1 地域コミュニティの再生・活性化（総合政策課）

地域コミュニティの再生・活性化を図り、集落における持続可能な生活を継続させるため、引き続き既存の事業を推進するとともに、移住・定住の推進による地域の担い手の確保や地域資源を活用した事業化の支援など、住民主体の個性と魅力にあふれる地域づくりを推進していきます。

2 地域公共交通の確保【再掲】6-3（総合政策課）

地域の実情に応じた持続可能な公共交通網の形成に引き続き取り組みます。

また、災害時における公共交通手段を維持・確保するため、交通事業者との情報共有、連携強化を図ります。

3 自助・共助の取組促進【再掲】2-1、4-3（住民生活課）

「自助」「共助」の取組を促進するために、防災ハザードマップを活用した防災出前講座を実施し、地区ごとに災害時における避難行動のあり方などをまとめた地区防災計画の策定を推進していきます。

引き続き、様々な事業を通じて、町民の自助・共助に関する理解を深め、家庭における非常用品の備蓄や地域の防災行事への参加など、自助・共助の取組を促進します。

4 自主防災組織の強化【再掲】4-3（住民生活課）

自主防災組織による日常の防災活動の活性化を図るため、自主防災組織が設立されていない地区への支援に取り組むとともに、各種情報提供や自主防災組織の活動を促進する取組を実施し、自主防災組織の機能強化と地域防災力の向上を図ります。

8-3 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・喪失

脆弱性評価

5 避難行動要支援者対策の推進【再掲】4-3

避難行動要支援者登録制度は、災害が発生、または災害が発生する恐れがある場合に、自ら避難することが困難な方で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要する方（要支援者：高齢者や障がい者等）について、避難支援、安否確認等の措置を実施するための制度です。要支援者の所在を明らかにするために、避難行動要支援者名簿（南会津町緊急時・災害時要援護者登録票）を作成し、要支援者本人の同意を得た上で、平常時から避難支援等を行う関係団体（消防本部、警察署、民生委員児童委員等）へ情報を提供・共有することとしています。

しかし、要支援者の新規登録や異動などの情報の反映や、関係機関等への情報提供が随時行えていないこと、実際の災害時における支援体制の構築など、引き続き取り組みを推進する必要があります。

6 文化財の防災対策

文化財は、本町の自然・歴史・文化的環境の中で生まれ継承されてきたものであり、確実に保存し後世に継承するとともに、個性豊かなまちづくりに活用することが求められています。

また、文化財の所有者や伝統芸能・文化を継承する担い手の高齢化と人口減少が進んでおり、後継者の確保と保存に対する意識の向上など、地域住民の理解と協力が重要となっています。

さらに、火災などの災害から文化財を守るための防火・防災体制の充実・強化を推進していく必要があります。

推進方針

5 避難行動要支援者対策の推進【再掲】4-3（健康福祉課・住民生活課）

災害時に速やかに要支援者への避難支援等を行うために、平常時から「避難行動要支援者名簿（南会津町緊急時・災害時要援護者登録票）」の作成及び定期的な更新、関係者への情報提供・共有などを推進していきます。

また、要支援者への情報伝達や避難行動の支援のため、関係機関及び地域と連携した共助の体制づくりを推進していきます。

6 文化財の防災対策（生涯学習課）

地域特有の貴重な文化財を確実に保存し後世へ継承するとともに、個性豊かなまちづくりに活用していくため、後継者の確保と保存に対する意識の向上など、歴史文化を円滑に継承していく体制づくりに取り組みます。

また、火災などの災害から文化財を守るため、文化財の現状確認や防火・防災設備の確認など、防災対策の充実・強化を推進していきます。

8 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

8-4 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

脆弱性評価

1 地籍調査の推進

被災した道路の復旧や住宅の再建、仮設住宅用地の確保等を進める上で、地籍調査が未実施の場合、土地の境界の復元を容易にできず、境界確認に多くの時間と手間が必要となり、復旧・復興が遅れる要因となります。

本町における地籍調査の進捗率は 13.1%であり、引き続き計画的に調査を進める必要があります。

推進方針

1 地籍調査の推進（農林課）

地籍調査の測量データを活用し、被災した道路の復旧や住宅の再建、仮設住宅の用地確保等を円滑に進められるよう、地籍調査を計画的に推進します。

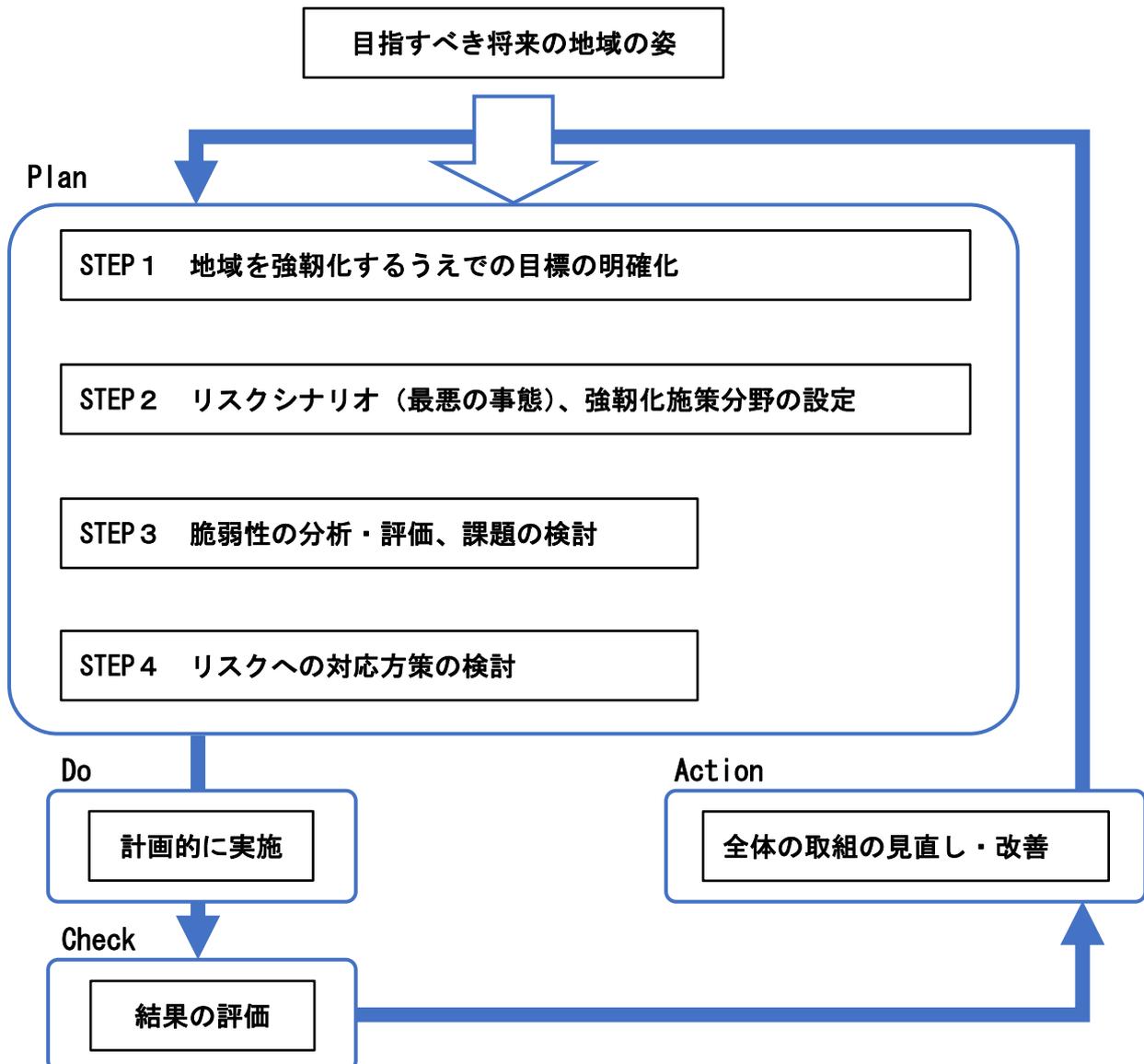
第5章 計画の推進

1 推進体制

本計画の推進については、町長を中心とする庁内各課横断的な体制の下、国土強靱化に関する情報を共有し、強靱化施策に係る進捗状況や課題等を踏まえた計画見直しを検討するとともに、国、県、関係機関、民間事業者等と緊密に連携・協力して「強くしなやかなまちづくり」に取り組みます。

2 進捗管理及び見直し

本計画に基づく強靱化施策の実効性を確保するため、数値指標等を用いて強靱化施策の進捗管理を可能な限り定量的に行い、本町を取り巻く社会経済情勢の変化や本町における各種計画等との調和を勘案しつつ、PDC Aサイクルによる見直しを適宜行うものとします。



南会津町国土強靱化地域計画

(令和3年3月)

〒967-0004 福島県南会津郡南会津町田島字後原甲 3531 番地 1

主担当課：住民生活課

電 話：0241-62-6120

F A X：0241-62-6106